



石川県人権教育・啓発行動計画

(第2次改定版)

石川県

目 次

はじめに

第1章 人権教育・啓発の推進

| | |
|-----------------------|---|
| 1 人権教育 | 1 |
| 2 人権啓発 | 2 |
| 3 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 | 3 |
| ① 学 校 | 3 |
| ② 保育所・幼稚園・認定こども園 | 4 |
| ③ 地域社会 | 4 |
| ④ 家 庭 | 5 |
| ⑤ 企 業 | 6 |
| 4 相談体制の充実 | 7 |

第2章 特定の職業従事者に対する人権教育の推進

| | |
|----------------|----|
| 1 教職員・社会教育関係職員 | 8 |
| 2 医療・保健関係者 | 9 |
| 3 福祉関係者 | 9 |
| 4 消防職員 | 9 |
| 5 警察職員 | 10 |
| 6 公務員 | 10 |
| 7 マスメディア関係者 | 10 |

第3章 配慮すべき人権問題への対応

| | |
|----------------------|----|
| 1 女 性 | 11 |
| 2 子ども | 12 |
| 3 高齢者 | 13 |
| 4 障害のある人 | 14 |
| 5 部落差別(同和問題) | 15 |
| 6 外国人 | 16 |
| 7 感染症患者等(HIV、ハンセン病等) | 17 |
| 8 公正な採用選考への取組 | 18 |
| 9 インターネットによる人権侵害 | 19 |
| 10 個人情報の保護 | 19 |
| 11 北朝鮮当局による拉致問題等 | 20 |
| 12 刑を終えて出所した人等 | 20 |
| 13 犯罪被害者等 | 21 |
| 14 性的マイノリティ | 22 |
| 15 災害と人権 | 22 |
| 16 その他の人権(ホームレスなど) | 23 |

第4章 計画の推進

| | |
|-----------------------|----|
| 1 推進体制等 | 25 |
| 2 県民の参加及び国等との連携 | 25 |
| 3 計画の見直し | 26 |

参考資料

- ・「令和5年度人権問題に関する県民意識調査」結果の分析

はじめに

これまでの石川県人権教育・啓発行動計画に基づく取り組みや社会情勢により、県民の人権尊重意識は着実に高まっていますが、依然として誤った知識や偏見に基づく差別、子どもへの虐待やヤングケアラー問題、インターネット等による誹謗中傷など、様々な問題が存在しています。また、令和5年度に実施した「人権に関する県民意識調査」によれば、特定の人権問題に対する認識の偏りや若い世代の関心の低下が見られました。

このような社会環境に対応するため、その時々状況に応じて計画を柔軟に見直すことが求められており、以下のとおり現行行動計画の見直しを行うこととしました。

第1章 人権教育・啓発の推進

人権問題は県民全てに関わる問題です。人権意識を高めていくためには、学校・家庭・職場・地域などあらゆる場を通じて、人権に関する教育・啓発が実施されることが重要です。そこで広く県民の間に、人権尊重意識の普及高揚を図れるよう研修・情報提供・広報活動等の人権教育・啓発を進めていきます。

1 人権教育

人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいう。」と規定されています。

基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進していくことが必要です。

(1) 生涯を通じた人権教育

人権教育は、生涯を通じて様々な機会で開催されることで効果を発揮します。

そのため、県民が学び続けられるよう、学習環境の整備や多様な学習機会の充実などの取り組みを推進します。

(2) 実践的な行動につながる人権教育

人権教育の目標は、人権の価値や重要性を直感的に感受し、共感的に受け止める感覚を育み、さらに、自他の人権擁護を実践する意識や意欲を高め、具体的な行動につなげる力を育成することです。

そこで、人権教育の成果が県民の実際の行動に反映されるよう、対象者の日常生活で経験する具体的な事例を取り上げるなど、創意工夫を凝らした人権教育を推進します。

(3) 人権の共存の心を育む人権教育

人権擁護推進審議会答申は、人権尊重の理念を「自分と他人の人権を正しく理解し、責任を自覚して相互に尊重し合うこと」としています。多様性を認め合い、性別や年齢、国籍、障害の有無に関わらず、互いの人権を尊重するインクルーシブな社会を目指し、その実現に向けた人権教育を推進します。

2 人権啓発

人権問題は自分自身の問題であり、人権が尊重される社会は県民一人ひとりの努力によって築かれます。そのため、県民が自ら人権尊重社会の担い手であることを認識し、人権尊重の理念を深く理解することが重要です。

この観点から、行政は学習機会の提供や啓発、情報提供などを通じて、県民が人権への理解を深めやすい環境づくりを推進します。

(1) 県民に対する人権啓発

人権について正しく理解し、人権感覚を身につけられるよう、「人権の日(12/10)」「人権週間(12/4～10)」「人権啓発推進月間(8月)」を中心に、街頭啓発や講演会、人権フェスティバル、啓発冊子等による人権知識の普及を行ってきました。また、地域プロスポーツと連携した啓発物品の配布や人権メッセージの普及を通じ、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などの人権問題に取り組んでいます。

今後も国や市町、関係団体等と連携し、多様性を認め合う社会の実現に向けて人権啓発を進めます。

(2) 企業等における人権啓発

企業等は地域社会の一員として、働きやすく人権尊重し合える職場づくりに取り組むことで、社会から信頼され、発展につながるといった認識を職場内に定着させることが重要です。また、CSR活動においても人権尊重が重要な課題の一つとしてあげられています。

具体的には、セクハラやパワハラなどといったハラスメントや性別等による不当な差別の排除、労働環境の整備、個人情報 の適正管理などの取り組みが求められており、その支援のため、研修会の開催、啓発冊子の配布、企業内研修への講師派遣や教材の貸出しなどの施策を推進します。

(3) 人権擁護委員との連携

人権擁護委員は、人権尊重思想の普及のために様々な啓発活動を行っています。国の人権教育・啓発に関する基本計画では、地域に密着した効果的な啓発には人権擁護委員の活用が不可欠とされており、本県でも人権擁護委員と連携・協力して人権啓発活動を進めてきました。

今後も各種イベントで連携し、人権相談等を実施することで、人権啓発を推進します。

3 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

① 学 校

学校では、児童生徒の人権を尊重し、一人ひとりの可能性を最大限に引き伸ばす教育が重要です。子どもが主役であり、彼らの人権に配慮した教育環境が守られなければなりません。しかし、いじめや不登校などの問題が増加しており、子どもが被害者になるばかりではなく、加害者になることもあり、人権の大切さを理解し、お互いを尊重することが重要となります。

そのため、全教職員が人権教育の意義を理解し、自己の果たす役割の重要性を自覚した上で、児童生徒がその発達段階に応じて人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の人権のみならず他者の人権を尊重できるようにすることが重要です。そして、それが様々な場面で、具体的な態度や行動として表れ、人権が尊重される社会づくりにつながるよう、次の施策を推進します。

(1) 人権教育の推進

児童生徒の発達段階や各教科・活動等の特質を踏まえながら、学校の教育活動全体で人権尊重の精神を培い、人権課題への理解を深めます。また、差別や偏見をなくし、お互いを認め、尊重し合う人間関係を築こうとする態度の育成に努めます。

(2) 人権尊重の視点に立った学校づくり

教職員同士や児童生徒同士、また教職員と児童生徒の間で、受容的・共感的・支持的な人間関係を育み、自分や他者の大切さを児童生徒が実感できるような、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進します。

(3) 小・中・高等学校を通じた人権教育

児童生徒の発達段階を踏まえた全体計画や年間指導計画に基づき、人権尊重の教育を計画的に推進します。また、小・中・高等学校が一貫して人権教育を推進できるよう、校種間の連携に配慮し、適時性・系統性を踏まえた指導の充実に努めます。

(4) あらゆる教育機関を通じた人権教育

大学等において、人権に関する教育が一層行われるよう、適切な情報提供に努めます。

(5) 教職員の指導力向上

教職員のキャリアステージに応じた研修を実施し、指導力向上を図ります。また、人権教育の研修体制を確立するため、内容や方法の工夫、資料の充実に努めます。

(6) 保護者・関係機関との連携

家庭・地域社会に人権教育の重要性を啓発し、保護者・関係機関との連携を図ります。

主な取組

- ・全中学校、高等学校における人権教育講話の実施
- ・人権教育推進校による研究成果を各学校へ周知
- ・小中高・特別支援学校の人権教育担当者への人権教育推進会議の実施
- ・人権教育副読本など、生徒や教員用教材の作成
- ・石川県公民館連合会館長研修会、PTA関係研修会等を通じた啓発
- ・教職員を対象とした初任者研修、経年研修、管理職研修等の実施

② 保育所・幼稚園・認定こども園

人権感覚の芽生えは乳幼児期から始まると言われており、その発達の特徴を踏まえ、動植物への親しみや生命を大切にすることを育むことが重要です。

そのため、乳幼児が保育所等での体験を通じて、人間形成の基礎を培い、他人を思いやる心や人権を大切にすることを育めるよう、次の施策を推進します。

(1) 人権を大切にすることを育む取組

乳幼児の自然体験や音楽・劇などの表現活動を通じて、思いやりや命を大切にすることを育む取組を推進します。また、その発達段階に応じて主体的に体験活動に参加する機会を設け、人権を尊重した子ども同士の関係づくりや集団活動を充実させます。

(2) 保育従事職員への研修

職員に対し、子どもの人権に関する研修を充実します。

(3) 家庭や地域との連携

人権を大切にすることを育てる保育を推進するため、家庭や地域社会との連携を図ります。

主な取組

- ・保育所等への絵本読み聞かせ講師の派遣
- ・児童福祉研修を実施
- ・人権啓発フェスティバルの開催や国公立幼稚園 PTA 研修を通じ、「生命の大切さ」「思いやりの心」を育む取組を実施

③ 地域社会

地域社会は、人々が互いに助け合い、つながりを深める場であり、協調性や責任感を育む重要な役割を果たしています。また、地域社会には様々な人権問題が存在するため、他者を思いやる態度や行動が自然に身につく人権感覚の涵養が求められます。

人権教育・啓発を推進するためには、学校教育や家庭教育と連携し、生涯学習の視点から地域の実情に応じた継続的な取組が必要であり、社会教育団体と協力し、指導者の養成や学習機会の拡充、多様な体験活動の提供などを通じて社会教育の充実を図るため、次の施策を推進します。

(1) 人権教育指導者等への研修

市町が行う人権に関する学習活動を支援するため、人権教育担当者の研修の充実を図るとともに、PTAや婦人団体等の社会教育関係団体における指導者層の研修を充実します。

(2) 多様な学習機会の提供

学習者の実態や地域の実情等に応じた効果的な方法で行うとともに、学校教育や社会教育、家庭教育との連携を深め、多様な学習機会の充実に努めます。また、学習参加者が人権問題を自分事として考えられるよう、内容と方法の創意工夫に努めます。

(3) 地域住民が一体となった取組

それぞれの地域における人権の学習は、学校、家庭、地域社会及びNPOをはじめとする民間団体等が相互に連携し、地域住民が一体となった取り組みとなるよう創意工夫に努めます。

(4) ボランティア活動の支援・促進

ボランティア活動は、実践的な人権感覚を身に付ける場として期待できるとともに、地域住民の相互理解を深める機会となることから、体験の機会や情報の提供を行うなど、活動の支援・促進に努めます。

(5) 人権相談等の実施

人権擁護委員等と連携しながら、人権啓発講演会、出前人権講座など様々な機会を捉え人権相談等を実施します。

主な取組

- ・ 県婦人団体会長研修、県社会教育協会研修、県高等学校PTA連合会研修大会の開催
- ・ 人権啓発DVDの貸し出しを実施
- ・ 社会教育関係団体指導者研修会等
- ・ 体験活動や交流活動の実施(いしかわ子ども自然学校、高校生ボランティアリーダー養成など)
- ・ 人権啓発講演会、人権啓発フェスティバルでの相談窓口の開設

④ 家庭

家庭教育は、子どもに基本的な生活習慣や善悪の判断、社会的マナーなどを育む上で重要な役割を果たします。差別的な意識も、家庭における言動を通じて子どもに影響を与えてしまう場合が少なくないとされており、保護者等が人権問題を正しく理解し、子どもに接することが大切です。

そのため、日常生活で保護者等が偏見を持たず差別をしない姿を示すことが重要であり、子どもと相互理解を深めるとともに、学校や社会教育での人権教育が家庭でも理解されるような施策を推進します。

(1) 家庭教育に対する支援の充実

家庭における人権尊重意識の高揚を図り、理解を深めるため、PTA活動等を通じて保護者等に対し、情報や学習機会の提供などの家庭教育に対する支援を一層充実します。

(2) 子育て支援の充実

子育てについての研修会の開催や県広報等を通じた啓発、学習機会の提供に努めるとともに、子育て支援についての各種相談機関による相談機会の拡充、相談員の資質の向上に努めます。

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた取組

男女共同参画社会の実現に向けた家庭や地域社会の在り方についての啓発、情報の提供に努めます。

(4) 若い世代に対する人権意識の向上

若い世代の県民の人権意識の向上を図るため、スポーツイベントなど多くの若者から家族連れが参加する会場での人権啓発に努めます。

主な取組

- ・PTA連合会等研修会
- ・子育て支援メッセージしかわの開催
- ・男性の家事育児参画促進等による家庭での男女共同参画の推進
- ・スポーツ組織（石川ミリオンスターズ、ツエーゲン金沢）と連携した人権啓発活動

⑤ 企業

企業は地域社会の一員として社会的責任(CSR)を果たすことが求められており、特に人権尊重が重要な課題の一つとして挙げられていることから、従業員に対する人権啓発を進め、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、性別等による不当な差別がない働きやすい職場づくりが必要となります。また、これにより社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが重要となります。

県内の従業員30人以上の事業所では、公正採用選考人権啓発推進員を中心に、人権尊重し合える職場づくりと公正な採用選考に向けた取り組みが進められており、これらを支援するため、次の施策を推進します。

(1) 企業等に対する人権啓発活動

企業等に対して、その社会的責任の自覚を促し、男女共同参画社会の実現、少子高齢社会への対応などを始めとした基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう一層の啓発に努めます。

(2) 企業等が実施する人権啓発活動の支援

研修会の開催、啓発冊子の作成・配布のほか、企業内研修への講師派遣、啓発DVD教材の貸出しを行うなど、企業等が行う人権啓発活動を積極的に支援する施策を推進します。

(3) 公正採用選考の推進

労働局、法務局、企業等関係機関との連携を密にし、公正採用選考人権啓発推進員等に対して公正な採用選考のための人権啓発に努めます。

(4) ハラスメント防止等の推進

パワーハラスメントをはじめとする職場における様々なハラスメントの根絶に向け、関係機関と連携し防止対策を推進するとともに、労働施策総合推進法等の制度周知に努めます。

主な取組

- ・「公正な採用選考ハンドブック」「リーフレット『面接にあたって』」を作成し、企業等に配布・説明
- ・企業経営者や人事管理者を対象とした企業における男女共同参画推進に関する研修の開催
- ・中小企業を対象とした人権啓発セミナーの開催

4 相談体制の充実

本県では、様々な人権問題に対応した相談窓口を設置し、市町や民間団体等とも連携して対応していますが、人権に関する問題は複雑・多様化しており、相談窓口の役割はますます重要となっています。

しかし、本県が実施した令和5年度調査において「差別や人権侵害を受けた時の対応」を尋ねたところ、「黙って我慢した」(73.3%)が最も多く、前回の平成25年度調査(67.2%)に比べ6.1ポイント増加しています。

また、順に「身近な人に相談した」(32.8%)、「相手に抗議した」(21.9%)と続きますが、「県や市町、弁護士、警察などの機関に相談した」は全て3.5%以下となっており、前回に引き続き、低い結果となっています。これは、身近な人に相談することと比べ、これらの機関への相談はそれなりに敷居が高いと思われることや相談窓口の周知が十分ではないためと思われます。

こうしたことから、県民が人権問題について気軽に相談できるよう、相談窓口の充実や更なる周知に努めます。

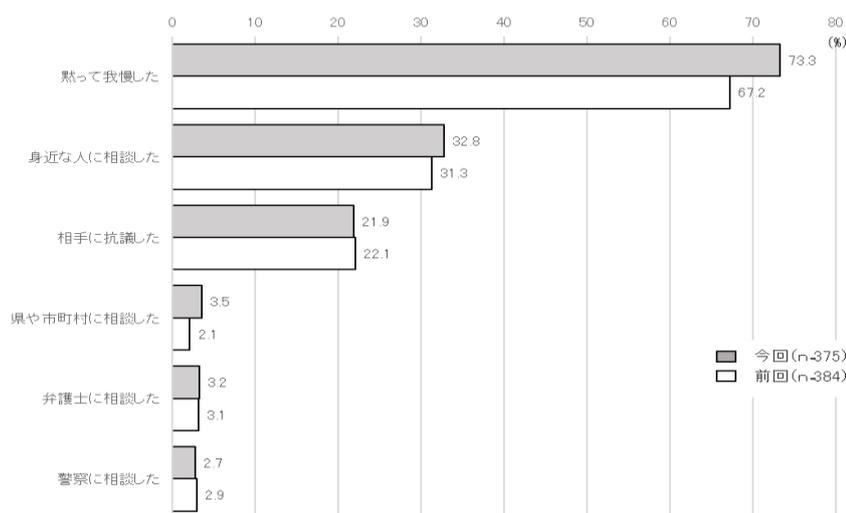
(1) 関係機関との連携強化

本県の関係機関を始め、法務局などの国の機関、市町、人権擁護委員連合会など、人権に関係する相談・支援機関等の連携強化に努めます。

(2) 様々な機会を通じた情報提供の充実

様々な広報媒体を活用するとともに、各種イベントや研修を通じて、相談窓口や人権問題に関する情報提供に努めます。

【差別や人権侵害を受けた時の対応】



「令和5年度人権問題に関する県民意識調査」

主な取組

- ・人権啓発冊子「人・人・人への思いやり」、インターネット、パンフレット等の各種媒体による相談窓口の案内

第2章 特定の職業従事者に対する人権教育の推進

I 教職員・社会教育関係職員

人権を尊重した学校教育を推進するためには、教育活動に携わる全ての者が豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。

本県では、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実に努めています。また、人権教育推進会議を通じて各学校の取り組みを協議し、人権に対する認識を深め、児童・生徒の感性を育み、人権を尊重した学校教育が展開できるよう努めています。

しかし、現在も学校では、いじめや不登校など人権にかかわる問題が発生しており、家庭や地域社会との連携を深め、これらの問題を解決するための取り組みが引き続き重要となります。

そのため、教職員には、人権に対する認識と教育への使命感を持ち、問題解決に向けた自覚を持って実践できるよう、研修を工夫します。また、社会教育関係職員についても引き続き人権問題の理解を深め、専門性を備えた指導者としての人権尊重意識を高めるための研修の充実に努めます。

主な取組

- ・小中高・特別支援学校の人権教育担当者に対する人権教育推進会議の実施（再掲）
- ・人権教育講演集、人権教育指導資料などの教員用教材の作成（再掲）
- ・人権教育推進校（2校）による研究成果を各学校へ周知
- ・市町社会教育担当者、公民館職員に対する指導者研修の実施
- ・人権教育指導者養成研修会の開催（対象：社会教育主事、公民館職員等）
- ・社会教育関係団体指導者研修（再掲）

2 医療・保健関係者

医療・保健関係者には、業務を遂行するに当たっては、患者等に対するインフォームド・コンセントを徹底し、また、プライバシーに配慮するなどの人権尊重意識に基づいた行動が求められています。

そこで、医療・保健関係者における人権教育の積極的な取り組みの充実に努めるとともに、医療・保健従事者を育成する学校や養成所のほか、医療・保健関係団体に対しても研修の拡充などの人権教育の充実に働きかけます。

主な取組

- ・人権啓発企業等研修会の開催

3 福祉関係者

社会福祉関係者は、子どもや高齢者、障害者などの生活相談や介護業務に携わっており、業務を行うにあたっては、本人の意思を尊重することや個人のプライバシーへの配慮など、人権尊重の視点に立った判断力と行動力が求められます。

そのため、福祉総合研修センターなどを活用し、人権尊重意識の向上を図るための研修を充実させ、社会福祉協議会や社会福祉法人等にも同様の取り組みを推進します。また、福祉系学校や養成施設に対しても、人権教育の内容の充実に働きかけます。

主な取組

- ・人権啓発企業研修会、人権教育指導者養成研修会の開催(再掲)
- ・民生委員・児童委員に対する人権啓発推進員研修会、人権・同和問題研修会の開催

4 消防職員

消防職員は県民の安全を守る職務を担っており、その活動においてプライバシーの保護や人権意識を持つことが求められます。

このため、消防学校の教育課程での人権教育の内容を充実させるとともに、各消防署が地域や企業等で実施する各種消防業務においても人権尊重意識の推進に積極的な役割を担えるよう働きかけます。

主な取組

- ・消防職員初任者・初級幹部等研修における人権啓発研修

5 警察職員

警察職員は県民の安全を守る責務があり、公正で適切な職務遂行が求められます。

このため、警察学校や職場での教育を通じて、人権尊重意識を高める訓練を充実させ、被害者支援や青少年の健全育成に関する活動を積極的に推進します。

主な取組

- ・人権の尊重、擁護、被害者支援に関する研修
- ・被害者支援業務に関する教養資料の配布

6 公務員

人権尊重の社会づくりを進めるためには、職員一人ひとりが人権問題への理解と認識を深め、豊かな人権感覚を持つことが必要です。本県では職員が公務員として自覚と使命感を持ち、人権意識向上を課題として受け止め、主体的に行動できるよう努めてきました。

今後は、職員が人権問題についての理解を深めるため、それぞれの職務に応じた研修を実施し、人権意識の確立に努めます。

主な取組

- ・県職員階層別研修における人権啓発研修
- ・市町職員初任者・係長研修における人権啓発研修

7 マスメディア関係者

マスメディアは、人権問題に関する記事、番組を取り上げるなど人権意識の高揚に大きな役割を果たすとともに、人権を尊重する社会の形成に大きな影響力を有しています。

今後とも、マスメディア関係者において、人権尊重のための自主的、積極的な取り組みが行われるよう働きかけます。

主な取組

- ・人権啓発冊子「人・人・人への思いやり」の配布
- ・人権イベント情報の通知

第3章 配慮すべき人権問題への対応

1 女性

現況と課題

- 行政、企業・団体、地域等における方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえない
- 長時間労働等により仕事と家庭・地域生活の両立が難しい
- 女性等に対する暴力が根絶には至っていない

施策の方向

性別にとらわれることなく全ての人が個性と能力を発揮できるよう、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革に取り組みます。

(1) 企業等における女性活躍に向けた気運の醸成

女性の活躍に向けて、女性の人材育成・登用への支援や企業への意識啓発を進めます。

(2) 意思決定過程への女性参画の積極的な支援

男女共同参画社会の実現に向け、行政、企業・団体、地域等における方針の立案・決定過程への女性参画の積極的な支援を行います。

(3) 安全・安心な暮らしの実現

女性等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、女性等に対する暴力根絶に向けた意識啓発に取り組むとともに、被害者の心情に寄り添った支援を行います。また、生活困窮や家庭状況などの様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性に対する細やかな支援を行います。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みにとらわれず、全ての個人が、職場でも家庭でも責任を持ち、個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の理解促進に向けた広報・啓発活動を実施します。

主な取組

- ・企業経営者や人事管理者を対象とした企業における男女共同参画推進に関する研修の開催（再掲）
- ・企業における女性の活躍推進に向けた女性の人材育成・登用の支援のための女性管理職、女性社員を対象とした研修の開催
- ・「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」の認定
- ・「女性県政会議」への支援によるあらゆる分野における方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大
- ・石川県女性相談支援センターにおける各種相談の受付（DV相談、性暴力相談、女性の様々な悩みの相談）
- ・各種広報を活用した啓発活動の実施及び相談窓口の周知
- ・男性の家事育児参画促進等による家庭での男女共同参画の推進(再掲)
- ・国際女性デーなどに合わせた女性活躍の推進に向けた気運醸成

2 子ども

現況と課題

- 子どもへの身体的・性的・心理的な虐待や、ネグレクト(養育の放棄・保護の怠慢)、ヤングケアラーなどが社会問題となっている
- いじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にある

施策の方向

子どもを巡る諸課題を解決するためには、福祉・保健・教育・警察などの関係機関が家庭や地域と連携し、子どもの人権が尊重され、保護される環境をつくっていくことが必要であり、「いしかわ子ども総合条例」等に基づき、次の施策を推進します。

(1) 子どもを取り巻く環境の整備

学校においては、一人ひとりが持っている人格を認め、人権を尊重し、子どもが安心して学ぶことができる環境づくりに努めます。家庭においても、子どもの主体者としての権利が認められるよう、啓発に努めます。

(2) いじめ防止対策の推進

平成26年(2014年)3月に策定(平成30年3月改訂)した「石川県いじめ防止基本方針」に基づき、学校における「いじめ問題対策チーム」の常設やスクールカウンセラーの配置など、いじめの防止や早期発見・早期対応のための対策を推進します。

(3) 社会的支援の必要な子ども・家族への支援拡充

子どもの健やかな成長のため、児童虐待や貧困、ヤングケアラー、不登校など、支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

(4) 子どもの健やかな育ちへの支援

放課後児童クラブの質の向上やインターネット等の適正利用の推進など、子どもが健全に育つための様々な取り組みを進めます。

(5) 犯罪被害に遭った子どもへの支援

犯罪等の被害に遭った子どもの人権を守る観点から、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図ります。

主な取組

- ・「石川県いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題対策チームの常設、いじめ対応アドバイザーの派遣、いじめ相談テレホン設置、24時間子供SOS相談テレホンの設置
- ・児童相談所の機能強化や早期発見・対応のためのネットワークの充実
- ・カウンセラーの配置やSNS等による相談対応などのヤングケアラー支援
- ・研修の実施などによる放課後児童クラブの質の向上

3 高齢者

現況と課題

- ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯が増加している
- 介護サービスの担い手となる人材が不足している
- 高齢者を標的にした悪質商法や詐欺の被害が増加している

施策の方向

高齢者の人権が尊重され、日々生きがいをもって充実した生活を送ることができ、長生きしてよかったと実感できる、豊かで活力のある長寿社会づくりの実現に向けて、次の施策を推進します。

(1) バリアフリー社会の推進

「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に基づき、物理的・心理的な障壁の除去に向け、県民への普及啓発の充実を図るとともに、バリアフリー社会の基盤づくりに向けた各種施策の展開を図ります。

(2) 学校教育における福祉教育の推進

来るべき高齢社会を担う子どもたちの高齢者の福祉についての関心と理解を深めるため、学校教育において福祉教育を推進するよう努めます。

(3) 高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できる環境の整備

シルバー人材センターによる高齢者の豊かな経験・知識の活用やいしかわ長寿大学での学習機会の提供、高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、ボランティアや世代間交流活動などの社会貢献を行う老人クラブの支援など、高齢者が積極的に社会参加できる環境の整備を図ります。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で、その能力に応じて自立した生活を送ることができるよう介護保険における介護サービス基盤の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて、在宅医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、高齢者の生活支援の充実等に向けて市町の取組を支援します。

(5) 高齢者にとって安心して安全な地域社会づくりの推進

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の孤立や高齢者等の消費者被害を防止するため、地域における見守りネットワークの推進を図るなど、身近な地域において、見守る体制を整備します。

(6) 高齢者の権利擁護の推進及び虐待防止

高齢者に対する虐待や人権侵害の発生を防止するため、広報誌などにより人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行うとともに、虐待防止のための取組や発生時の支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ・バリアフリーマップの公開
- ・交流活動やボランティア活動の実施
- ・「ゆーりんピック」開催補助
- ・市町の在宅・医療連携に係る実務従事者等を対象とした研修の開催
- ・自立支援型住宅リフォーム推進事業の実施
- ・バリアフリー施設整備促進融資制度の実施
- ・シルバー人材センター事業の普及・定着等を目的とする石川県シルバー人材センター連合会に対する支援
- ・市町の相談窓口を記載した高齢者権利擁護パンフ頒布による啓発

4 障害のある人

現況と課題

- 障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な社会的障壁を取り除く必要がある
- 「障害者差別解消法」が改正され、努力義務とされていた事業者の「合理的配慮の提供」が令和6年4月から義務化された

施策の方向

「共生社会づくり条例」に基づき、障害のある人もない人も共に支え合う共生社会の実現に向け、次の施策を推進します。

(1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進

障害者ふれあいフェスティバルなどを通じ、幼少期からの障害のある人を正しく理解する教育の充実や、障害のある人とない人がふれあう場を提供し、障害及び障害のある人に対する正しい理解を深めます。

(2) 特別支援教育の充実

障害のある子どもたちの成長や発達の段階に応じて、最も適切な教育・育成の場を確保し、障害の状態に応じたきめ細かな教育・育成に必要な諸条件の整備に努めます。また、障害のある子どもとない子どもが共に学び合う交流及び共同学習などを積極的に行っていきます。

(3) 障害のある人の働く場の確保と生活の安定の促進

障害のある人の就労機会の拡大や能力・適性に応じた就労支援の実施など、障害のある人の自立と社会参加に向けて、働く場の確保と生活の安定を促進します。

(4) 障害のある人の相談支援体制と障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、地域で安心して暮らせるよう、各種ニーズに対応した相談支援体制や障害福祉サービス事業所などを充実させます。

(5) バリアフリー社会の推進

「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に基づき、物理的・心理的な障壁の除去に向け、県民への普及啓発の充実を図るとともに、バリアフリー社会の基盤づくりに向けた各種施策の展開を図ります。

主な取組

- ・ 障害者ふれあいフェスティバルの開催
- ・ 石川県特別支援学校 PTA 連絡協議会研修への講師派遣
- ・ 障害者相談員研修事業の実施
- ・ 職業能力開発の取組として、石川障害者職業能力開発校での職業訓練等の事業を実施
- ・ 雇用促進の取組として、障害者職場実習等の事業を実施
- ・ いしかわ医療的ケア児支援センターによる各種相談の受付等を実施
- ・ 自立支援型住宅リフォーム推進事業の実施（再掲）
- ・ バリアフリー施設整備促進融資制度の実施（再掲）

5 部落差別(同和問題)

現況と課題

- 各世代の部落差別（同和問題）に対する認識が低下している
- 特に若い世代の認識が大きく低下している
- インターネットを悪用した差別情報の掲載が後を絶たない

施策の方向

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、県民一人ひとりが同和問題を自らの問題としてとらえることが重要です。同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、今後とも、その正しい理解に向けて、次の施策を推進します。

(1) 教育・啓発活動の推進

差別意識の解消のために同和教育、情報提供、啓発活動の果たす役割は極めて大きく、更にこれらの取り組みの充実を図ります。

(2) 教育指導者等の人材養成

同和教育の指導体制を充実するため、研修機会の拡充や研修内容を充実し、指導者等の養成を図るとともに、県・市町の人権担当職員の同和問題の理解を深めるため、研修情報や関連図書等の情報の提供に努めます。

(3) 世代間に応じた啓発活動の取組

学校の人権教育や職場の人権同和教育に加え、公民館等において高齢者等を対象としたミニ講演会の開催など、一層の意識改革を図ります。また、特に同和問題に対する関心が比較的低い18歳～30歳代の世代に向け、効果的な啓発活動の方法を工夫します。

(4) 地域における環境づくりと社会慣行対策

地域住民が自ら意思表示できる環境づくりに努めるとともに、同和問題を存続させる要因ともなっている根拠のない、不合理な社会慣行を見直すための啓発を強化します。

(5) えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて関係機関との連携を密にするとともに、正しい同和問題の理解形成に向けて、一層の啓発に努めます。

(6) インターネット上の差別情報対策

インターネットによる部落差別や差別を助長する表現を防止するため、モニタリングを実施し、問題のある書き込みについては、国や市町と連携し削除要請を行うなど、差別解消に努めます。

主な取組

- ・人権啓発企業研修会の開催（再掲）
- ・人権シリーズ講座の開催
- ・市町人権啓発担当課長会議及び県人権同和行政推進連絡協議会の開催
- ・部落差別（同和問題）に関する DVD の貸し出し
- ・出前人権講座、人権教育指導者養成研修（再掲）、人権啓発パネル展の実施
- ・人権推進室における相談受付
- ・石川県えせ同和行為対策連絡会の開催

6 外国人

現況と課題

- 言語、文化、社会習慣等の違いについて、相互理解が十分でないために、起因する誤解や偏見が見られる
- 国際化の進展に伴い、県内で生活する外国人住民は増加している
- 特定の国籍や民族の人々を排除しようとするヘイトスピーチが社会問題となっている

施策の方向

本県では、多文化共生の推進の一環として、言葉や文化、習慣の壁を越え、日本人住民と外国人住民の双方が互いに社会を作っていく一員として認め合い、相互の人権を尊重するなど、共に生き生きと安心して暮らせる社会の実現のため、及びヘイトスピーチの解消に向けて「不当な差別的言動は許されない」という認識を県民一人ひとりが持つため、次の施策を推進します。

(1) 学校・地域における日本語教育体制の整備

学校における日本語指導の充実、市町等における日本語教室や生活相談の実施、石川県国際交流協会によるオンライン日本語教室の実施に努めます。

(2) 多文化共生の理解促進

外国人住民と日本人住民が、相互理解を深め共生する社会づくりを推進するため、多文化共生に向けた市町等における地域住民との交流イベントの実施に努めます。

(3) 外国人住民の地域コミュニティ等への参画

地域や行政との橋渡し役となる外国人リーダーの育成に努めます。

(4) 差別解消に向けた啓発及び国際理解の促進

ヘイトスピーチなどの外国人に対する差別意識の解消に向けた啓発活動、国際社会を正しく理解するための教育の充実を図ります。

主な取組

- ・（公財）石川県国際交流協会や市町の HP などによる多言語での生活情報の提供
- ・生活・法律問題等に関する相談体制の充実、生活・法律相談の実施
- ・災害時外国人サポーター育成講座の実施
- ・多文化共生フォーラムの開催
- ・県内小学校、中学校、高等学校等での国際理解教室の実施

7 感染症患者等(HIV、ハンセン病等)

現況と課題

- エイズやハンセン病を始めとした感染症に対する人々の誤った認識や理解不足による偏見や差別が今なお見受けられる
- 新型コロナウイルス感染症では、長期にわたって感染拡大防止対策が取られた一方、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見や誹謗中傷が大きな社会問題となった

施策の方向

エイズやハンセン病、新興感染症等への対応については、発生の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とし、個人の意志や人権に配慮し、感染症患者、治癒した人、医療従事者などに対する偏見や差別をなくし、人としての尊厳と自由を認め合い、安心して生活できる社会の実現に向けて、次の施策を推進します。

(1) 感染症に対する正しい知識の普及・啓発

感染症に対する正しい知識の普及と偏見や差別をなくすための啓発活動を充実します。

(2) 教育機関における感染症教育

学校教育において、感染症に対する正しい知識や認識を深める教育を推進します。

(3) 医療関係者に対する教育

医療関係者に対して、感染症患者、治癒した人などのプライバシーを保護するための研修を充実します。

(4) 職場の理解促進及び相談体制の整備

エイズ、ハンセン病等の感染症患者、治癒した人などが自立した社会生活を送れるよう、関係機関と連携して事業主の理解を求め、職場の確保などに努めます。また、人権に配慮した治療体制の整備と適切な相談体制の充実に努めます。

(5) 新興感染症に関する取組

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から新興感染症についての正しい知識を身に付ける教育の推進及び知識の普及・啓発に努めます。また、新興感染症が発生した際には、県民の不安を払拭するための科学的根拠に基づく正しい情報発信を行います。

主な取組

- ・ HIV検査普及週間(6/1～6/7)や世界エイズデー(12/1)において、チラシ入りティッシュの配布、ポスター等の掲示
- ・ 各保健福祉センターにおけるエイズ講演会の実施
- ・ ハンセン病パネル展示、肝炎ウイルスに係るパネル展示
- ・ ハンセン病講演会、肝炎ウイルスに係る研修会等の実施
- ・ エイズ治療地方ブロック拠点病院や歯科医師会、透析連絡協議会等の関係機関と連携し、エイズ治療体制や長期療養体制整備のための連絡会議や講演会を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る差別的書き込みのネットモニタリング
- ・ 様々な媒体を活用した新型コロナウイルス感染症に係る啓発・周知

8 公正な採用選考への取組

現況と課題

○今なお一部の事業所において、個人のプライバシーを侵害する恐れがある身元調査や面接試験における不適切な質問など、応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考が見受けられる

施策の方向

県民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、企業の公正な採用選考システムの確立が図られるよう、次の施策を推進します。

(1) 企業等に対する人権啓発活動

同和問題など人権問題の正しい理解と認識を深める啓発パンフレット配布や企業研修などにより啓発活動を充実します。

(2) 公正採用選考の推進

労働局、法務局、企業等関係機関との連携を密にし、公正採用選考人権啓発推進員等に対して公正な採用選考のための人権啓発に努めます。

主な取組

- ・ 人権啓発企業研修会の開催（再掲）
- ・ 公正採用選考検討会議や進路指導主事研修の実施
- ・ 高校生が就職試験で受けた不適切な質問件数等のマスコミへの情報提供
- ・ 「公正な採用選考ハンドブック」「リーフレット『面接にあたって』」の作成及び配布・説明にあたり、労働局等の関係機関と連携を図る

9 インターネットによる人権侵害

現況と課題

○学校での SNS を媒体としたいじめやインターネット上でのプライバシー侵害、誹謗中傷など、大きな社会問題となっている

施策の方向

インターネットによる人権侵害を防止するため、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことがらなどの理解を深められるよう関係機関と連携を図りながら、次の施策を推進します。

(1) インターネットの適切な利用に関する啓発

個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権尊重の意識をもってインターネットを利用できるよう啓発活動に努めます。

(2) インターネット上の差別解消に向けた取組

様々な差別や偏見を助長するサイトや書き込みが存在することから、国や市町、関係機関と連携を図りながらインターネットによる人権侵害の早期発見に努め、迅速な削除要請を行うなど適切な処置を図るとともに、情報流通プラットフォーム対処法や相談窓口などの周知にも努めます。

主な取組

- ・インターネット上の書き込みに対するモニタリングの実施
- ・差別的な書き込み等について、法務局への情報提供
- ・人権シリーズ講座の開催（再掲）

10 個人情報の保護

現況と課題

○身元調査の目的で戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生している

施策の方向

個人情報の保護は、プライバシー保護の観点から、国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識から、次の施策を推進します。

(1) 個人情報の適切な取り扱い

「石川県個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施にあたっては、個人情報の保護について厳格に取り扱います。

(2) 個人情報不正取得に対する対応策

戸籍謄本や住民票の写しなどが不正な手段により取得されていることから、「本人通知制度」による不正取得を未然に防止する取り組みを市町と連携して進めます。

主な取組

- ・階層別研修において、職員研修を実施
- ・「石川県戸籍住民基本台帳事務協議会」等での情報提供、導入に関する助言

1 1 北朝鮮当局による拉致問題等

現況と課題

○国が拉致被害者と認定した事件や、民間団体が特定失踪者としている方や拉致の可能性を排除できない方など、いまだに多くの事案がある

施策の方向

拉致問題の一刻も早い解決は、国民すべての願いであり、県として、拉致問題に対する県民意識のさらなる高揚に努めることとし、拉致問題への関心、認識を深めてもらうため、国、市町、関係団体とも連携しながら啓発活動などに取り組みます。

主な取組

- ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発
- ・人権啓発イベントにおける啓発パンフの配布
- ・啓発DVD「めぐみ」の貸し出し
- ・政府、関係団体、県内市町と共催行事を開催

1 2 刑を終えて出所した人等

現況と課題

○罪を犯した人に対する根強い偏見や差別により、社会の一員として更生しようとしても住宅の確保や就職が困難など、社会復帰が厳しい状況にある

施策の方向

刑を終えて出所した人等が真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むためには、本人の更生意欲はもちろん、社会的な支援や周囲の人々の理解と協力が欠かせません。そのため、保護観察所や更生保護事業協会等の関係機関と連携し、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援するとともに、こうした人々に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を進めます。

(1) 就労・住居の確保等

就労意欲がある刑務所出所者等への就労支援や犯罪をした者等を雇用する協力雇用主制度の周知、公営住宅の入居における配慮に向けた検討、賃貸住宅への受け入れに対する理解の促進に努めます。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

高齢出所者等自立困難な者に対する地域生活定着支援センターによる支援や薬物等の依存症者やその家族等に対する支援の充実、薬物等の依存症者の支援関係機関との連携強化を図ります。

(3) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

保護司会やBBS会などの民間協力者の活動の促進を図るとともに、再犯防止に対する理解の促進のための啓発や犯罪をした者等の人権啓発を強化します。

(4) 国・市町・民間団体等との連携強化等

国や市町、民間団体等で構成する連絡会議を設置するとともに、市町における再犯防止施策の促進及び連携の確保に努めます。

主な取組

- ・更生保護事業の実施機関に対する助成を実施
- ・満期釈放者について、県所管の生活困窮者自立支援相談窓口へのつなぎを実施
- ・再犯防止への理解促進に係る広報啓発資材を配布

1 3 犯罪被害者等

現況と課題

○犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害に加え、周囲からの偏見や誹謗中傷などの二次被害を受けることも多い

施策の方向

犯罪被害者等を社会全体で支え、再び平穏な生活を営むことができる社会を実現するため、次の施策を推進します。

(1) 損害回復・経済的支援等への取組

損害賠償請求についての援助や給付金の支給に係る制度の充実、犯罪被害者等の県営住宅入居の優遇、雇用のための事業者に対する啓発活動に努めます。

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

保健医療サービス及び福祉サービスの提供や再被害防止措置の推進などの安全の確保対策に加え、犯罪被害者の保護、捜査、公判等の過程における配慮につとめます。

(3) 支援等のための体制整備への取組

関係機関と連携・協力し、ニーズに合わせた支援ができる体制を構築するとともに、専門的知識・技能に裏付けられたきめこまやかな支援を行うため、相談や情報の提供、人材の養成、民間団体に対する支援に努めます。

(4) 県民の理解増進への取組

様々な機会等を通じ、教育活動、広報啓発活動を継続的に実施し、県民への理解・協力を確保するための取り組みに努めます。

主な取組

- ・「被害者の手引」等の交付・説明や犯罪被害給付制度の周知などのきめ細やかな被害者支援
- ・病院の手配や事情聴取、実況見分等の捜査過程における被害者等への付添い
- ・「犯罪被害者等支援担当者スキルアップ研修」の実施
- ・被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク等を通じた連携・協力

14 性的マイノリティ

現況と課題

- 性的マイノリティ※の人たちは、異性愛と性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなど、様々な困難を抱えている
- 社会的に十分に認識、理解されていないため、自分らしく生活することは、困難を伴い、不登校や退学・退社、自殺に追い込まれることもある

※性的マイノリティ…性的指向(恋愛・性愛の対象)が異性に限らない人や、ジェンダーアイデンティティ(自己の性別についての認識。性自認・性同一性)が生物学的な性と異なる人

施策の方向

多様な性のあり方が当たり前のこととして理解されつつありますが、いまだに性的マイノリティに対する偏見・差別を助長する興味本位の扱いもまだまだ多く、依然として性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした差別やいじめなどが発生しています。これらの解消には、周囲の一人ひとりが性的マイノリティについて正しい理解や認識を深めることが重要で、そのために次の施策を推進します。

(1) 県民の理解増進への取組

県民が性的マイノリティについて正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、NPOをはじめとする民間団体等とも連携して、県民に向けた幅広い教育・啓発を推進します。

(2) 特定の職業従事者への教育・啓発

企業や医療・保健・福祉関係者、公務員等が性的マイノリティについて正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるよう、研修を行うなど教育・啓発に取り組みます。

主な取組

- ・人権シリーズ講座(再掲)、性の多様性に関するセミナーの開催
- ・性の多様性に関するパネル展示
- ・市町・民間団体との連携(啓発イベントへの協力など)

15 災害と人権

現況と課題

- 避難所ではプライバシーのない不自由な避難生活が長期間にわたることが想定される、特に配慮を必要とする人(要配慮者)や女性、性的マイノリティ等が安心して避難生活を送れるようそれぞれのニーズに応じた対応が求められる

施策の方向

災害時における人権への関心と認識を深めるための啓発活動や、要配慮者やプライバシーに十分配慮した避難所等の運営に努め、国や市町、NPO等の民間団体との連携を図りながら、人権が適切に守られ安心して生活が送れるよう災害時においても人権が配慮される社会づくりを推進します。

(1) 市町との連携

災害時の人権への関心と認識を深め、適切な対応が行われるよう、引き続き市町と連携し、情報共有や協力体制の強化に取り組みます。

(2) 避難所での環境整備

避難所では、要配慮者のニーズに応じた設備やサポートが必要であり、避難生活においてもプライバシーが確保されるように配慮し、すべての人が尊厳を持って過ごせる環境を整えます。

(3) 平時からの人権尊重の取組

災害が起こったときでも、普段と変わらず避難者の人権が尊重され、安心して避難生活を送ることができる社会となるよう、事前に対策を講じ、平時から人権を守る取り組みを進めます。

主な取組

- ・ 避難所等における要配慮者に対する配慮や、プライバシーの確保、女性・子育て家庭のニーズに配慮した避難所の開設について、国の防災計画変更に伴い県地域防災計画を変更
- ・ 自治体、消防等関係職員を対象とした研修会の実施
- ・ 地域防災計画に基づく避難所の運営の要請
- ・ 市町防災計画変更等に対する助言・指導
- ・ 令和6年能登半島地震に関する取組

- 国や市町、防災関係機関等と連携し、被災者のプライバシー確保、寒さ暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、避難所における良好な生活環境の確保
- 特に、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が避難する場合については、福祉避難所を開設し、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備

16 その他の人権

前述の重点的に取り組むべき人権課題のほかにも様々な人権問題が存在します。伝統的な風習や習慣の中には、合理的な理由がないにもかかわらず、日常生活に深く浸透しているものもあり、思い込みや先入観が無意識のうちに偏見・差別を植え付けてしまうことがあります。

① ホームレス(野宿生活者)

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活をおくることができない人もいます。そのため、福祉事務所等の関係機関と連携し、自立支援に取り組むとともに、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消にも努めます。

主な取組

- ・ 生活保護の申請に向けた声かけを実施
- ・ ホームレスの実態調査

② ハラスメント

職場などにおける様々なハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど)が問題となっています。これは大企業、中小企業を問わず、人権意識の低下や認識の欠如などから起こるもので、職場内の優位性を背景に業務上の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与えるとといったものです。近年は顧客や取引先から従業員に対して行われる過剰な要求や不当な言いがかり、嫌がらせといったカスタマーハラスメントが大きな問題となっています。これらハラスメントの他にもモラルハラスメント、アルコールハラスメントなど様々なハラスメントが存在しており、ハラスメントは受けたものが不快であると感じたら、本人の意志は関係なく人権侵害にあたります。このため様々なハラスメントに関する認識・理解を促す取り組みを進めるとともに、関係機関と連携した相談窓口の周知に努めます。

その他にも、アイヌの人々に対する民族としての歴史、文化、伝統に関する知識や理解の不足等から生じる偏見・差別の問題などがあります。

これらの人権問題についても、県民一人ひとりが個々の問題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断することにより、その原因となっている偏見や差別などが解消され、人権が尊重されるよう人権教育・啓発を一層推進します。

また、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの課題の状況に応じた取り組みを行っていきます。

主な取組

- ・ 中小企業を対象とした人権啓発セミナーの開催（再掲）

第4章 計画の推進

1 推進体制等

本県では、人権行政を県政の重要な柱と位置づけ、人権推進室が核となって総合的に施策の推進を図ることとします。

人権施策の推進にあたっては、実施する県職員の自覚を促し、関係部局がこの行動計画を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。なお全庁的な推進組織として「石川県人権施策推進会議」をもとに、関係部局の緊密な連携を図ることにより、総合的に効果的な推進に努めます。

- (1) 国、市町、関係機関などと十分連携しながら総合的に推進します。
- (2) この計画について、様々な場を通じて積極的に県民への周知を図ります。
- (3) この計画の推進状況のフォローアップを行い、その結果を今後の施策の推進に反映します。
- (4) 市町を始め県内の公共的団体、マスメディア、企業、NPOをはじめとする民間団体等がそれぞれの分野において、展開する自主的・積極的な取り組みを支援します。
また、この計画の推進にあたっては、これらの団体等の取り組みや意見等に配慮します。

2 県民の参加及び国等との連携

人権尊重の理念の理解を県民に広く深めるには、国、市町、民間団体等とそれぞれの役割を踏まえ、連携・協力することが重要です。「石川県人権啓発活動ネットワーク協議会」を通じて、人権関連情報、指導者・教材等の情報の共有を進めるとともに、それぞれの役割に応じた人権教育・啓発の機会を提供します。

(1) 県民の参加

人権尊重社会が確立されるためには、県民一人ひとりが人権問題は自らの問題であるとの認識のもと、人権に配慮した行動をしていくことが期待されています。そこで、県民への情報提供やこの計画の公表を通じて県民が幅広く情報を共有し、意見を交換するなど、県民が各種人権関係行事に積極的に参加できる取り組みを推進します。

(2) 国との連携

国においては、人権教育・啓発に関する基本計画に掲げられた諸施策が着実に推進されています。本県としても、国の人権関連施策の動向に留意しつつ、本県の実情に即した人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するため、国(法務省金沢地方法務局)や県等で組織する「石川県人権啓発活動ネットワーク協議会」において連携・協力を一層密にしていきます。また、人権擁護制度の周知普及、人権擁護委員活動への支援など国が実施する各種人権関連施策に一層協力します。

(3) 市町との連携

市町は、地域に密着した地方公共団体として、住民との接点が多く、様々な関わりを有しているため、地域の実情を踏まえたきめ細かな人権教育・啓発を推進することができます。

このように、市町の役割には非常に大きいものがあります。「石川県人権同和行政推進連絡協議会」などの機関を通じ、市町との連携を密にし、積極的に情報を提供するなどして人権教育・啓発への取り組みを促進します。

(4) 民間団体等との連携

人権教育・啓発の推進は、行政のみで対応できるものではなく、人権尊重の気運を盛り上げていくためには社会全体での取り組みが必要であり、NPOをはじめとする民間団体等における積極的な取り組みが期待されています。

民間団体等との連携を図るとともに、その人権教育・啓発の取り組みの充実を促します。また、人権教育・啓発を支援するため、必要に応じて講師の派遣、教材・情報の提供、助言などを行います。

3 計画の見直し

この計画は、国の動向、社会情勢の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

「令和5年度人権問題に関する県民意識調査」結果の分析

県民意識調査の実施概要

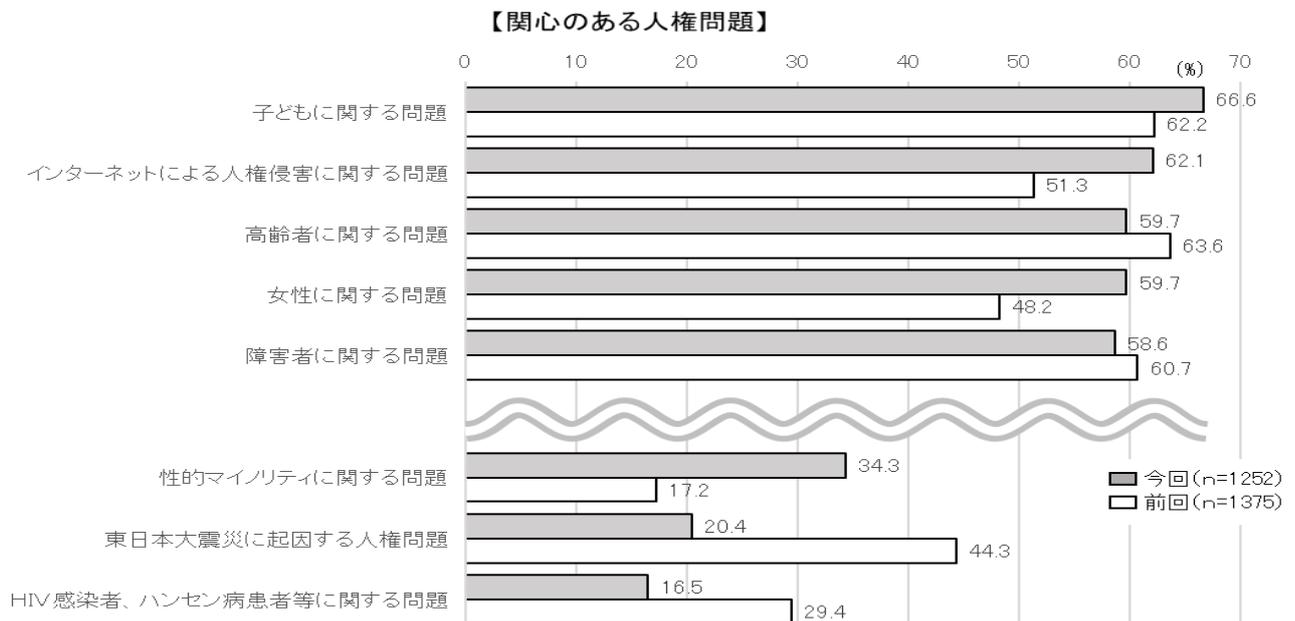
- 調査の目的：県民の人権に関する意識や県民が求めている施策の方向性を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とすることを目的とする。
- 調査方法：石川県在住の18歳以上の県民 3,000人
- 調査方法：郵送配布（ハガキによる督促1回）
- 調査期間：令和5年11月20日～12月15日
- 回収結果：1,252件（回収率41.7%）

I 結果の特徴と分析

今回調査したもののうち、前回調査に比べ県民意識の傾向に変化が見られるものについての主な分析結果は、次のとおりです。（※ 人権一般についての特徴と分析）

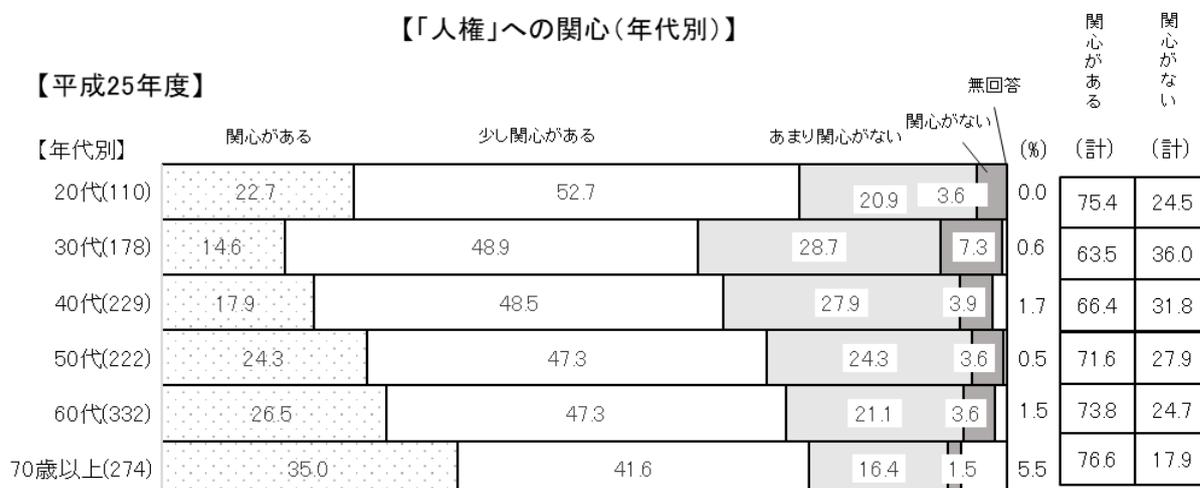
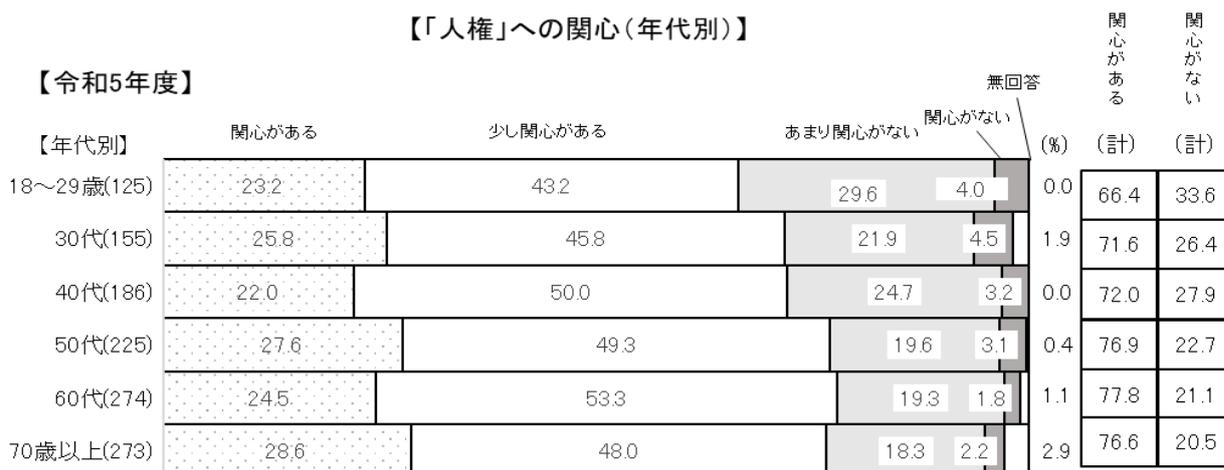
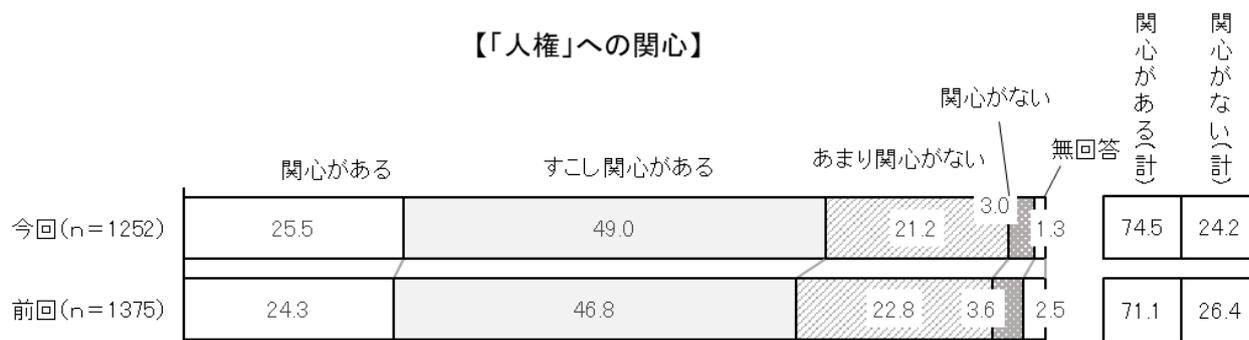
(1) 関心のある人権問題では、上位から順に「子どもに関する問題」(66.6%)で、次いで「インターネットによる人権侵害に関する問題」(62.1%)、「高齢者に関する問題」(59.7%)、「女性に関する問題」(59.7%)、「障害者に関する問題」(58.6%)と続き、過半数の人がこれらの項目を選択しています。

前回と比べて10ポイント以上の変化があった項目は、「インターネットによる人権侵害問題」で10.8ポイント、「女性に関する問題」で11.5ポイント、「性的マイノリティに関する問題」で17.1ポイント増加し、逆に「東日本大震災に起因する人権問題」で23.9ポイント、「HIV感染者、ハンセン病患者等に関する問題」で12.9ポイント減少しています。



(2) 「人権」への関心を聞いたところ、「関心がある」が25.5%、「少し関心がある」が49.0%と、これらを合算した『関心がある(計)』は74.5%で、前回調査の71.1%から3.4ポイント増加しており、「人権」への関心が高まっていると考えられます。

年代別で見ると、30代以上の全ての世代で前回調査よりも「関心がある」が増加していますが、18歳～29歳(66.4%)の若い世代での関心が最も低く、前回調査との比較でも9ポイント(75.4%→66.4%)減少していることから、この世代に対する啓発が課題となっています。

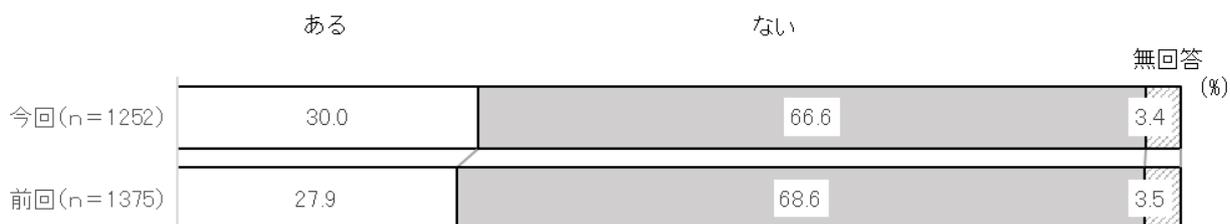


(3) 差別や人権侵害を受けた経験では「ある」が 30.0%と、前回調査(27.9%)に比べ 2.1 ポイントの増加となっており、差別や人権侵害が増加傾向にあるともいえます。

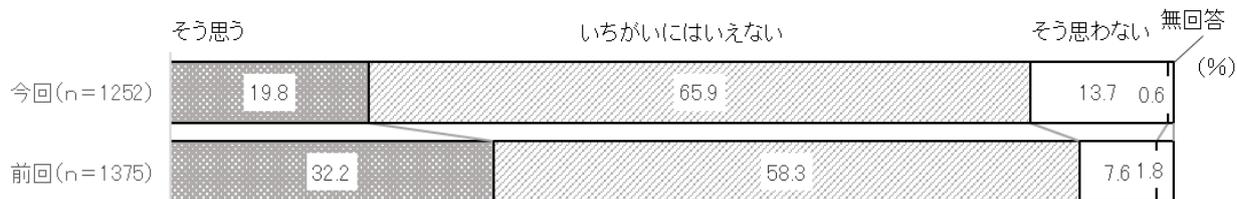
(4) また「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」との間に「そう思う」が 19.8%と前回調査に比べ 12.4 ポイント減少し、「そう思わない」が 13.7%と前回調査に比べ 6.1 ポイント増加しており、一見して「前述の差別や人権侵害を受けた経験」と同様に後退していると分析することができます。

(5) 一方、「人権意識は 10 年前に比べて高くなっている」との間では、「そう思う」が 49.5%で前回調査より 5.4 ポイント増加し、「そう思わない」が 12.1%で前回調査より 1.8 ポイント減少しています。このことから、人権意識はこの 10 年間で高まったと皆が感じており、その裏返しとして、改めて基本的人権を考えてみた場合、「基本的人権が尊重されているとはいえない」と感じているのではないかと考えられます。同様に差別や人権侵害を受けた経験についても、これまで意識していなかったことが、人権意識の高まりによって人権問題として捉えられるようになったといえます。

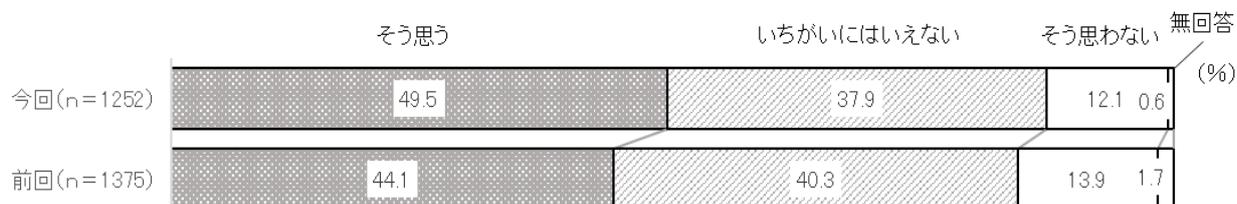
【差別や人権侵害を受けた経験】



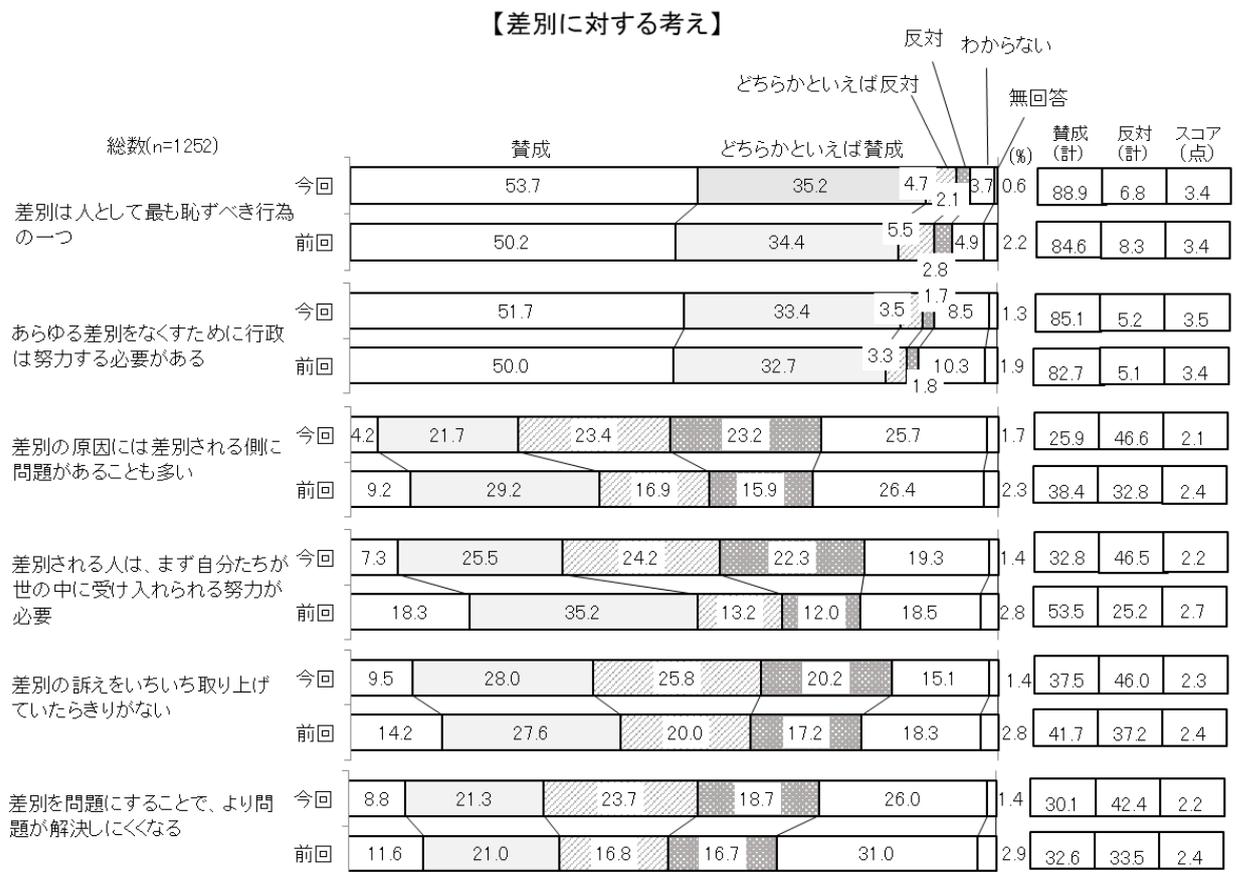
【今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である】



【国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっている】



(6) 差別に対する考えを聞いたところ、「差別は人として最も恥ずべき行為の一つ」で「賛成」が88.9%と前回調査より4.3ポイント増加している。また「差別の訴えをいちいち取り上げていたらきりが無い」の「反対」も46.0%と前回調査より8.8ポイント増加している。これら以外の項目についても本来あるべき良識的な考え方を示しています。また「差別の原因は差別される側に問題があることも多い」と「差別される人は、まず自分たちが世の中に受け入れられる努力が必要」の2項目の賛否は、この10年で逆転しています。これは、差別はされる側の問題ではなく、差別をする側の問題だという差別の大原則が浸透してきていることを示しており、人権を考える上で好ましい傾向であるといえます。



2 個人権問題についての傾向分析

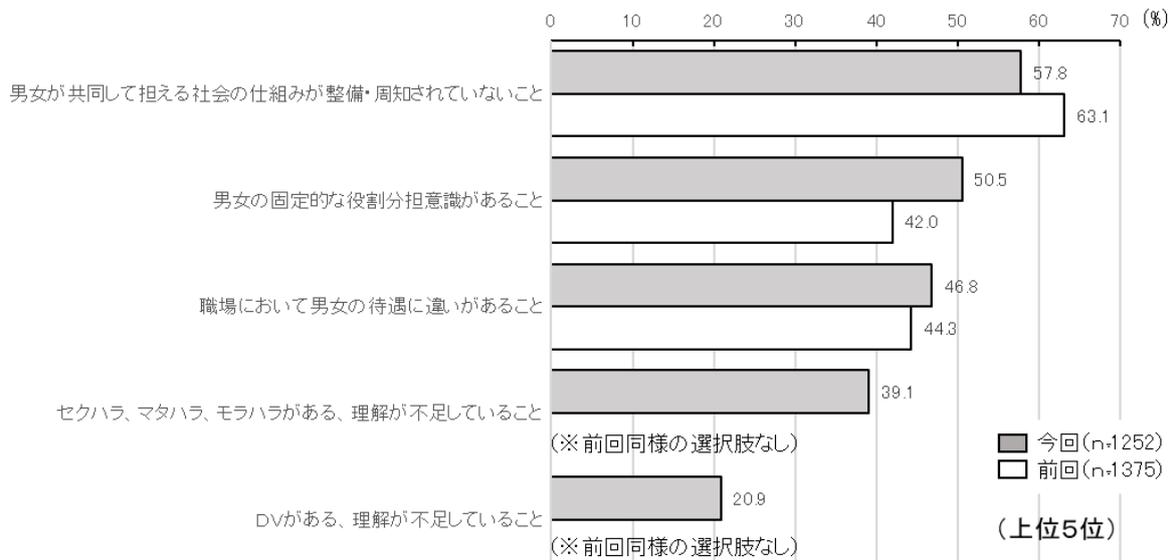
(1) 女性

女性の人権尊重に関する問題として、約半数の県民が「男女が共同して担える社会の仕組みが整備・周知されていないこと」(57.8%)、「男女の固定的な役割分担意識があること」(50.5%)、「職場において男女の待遇に違いがあること」(46.8%)を回答しています。

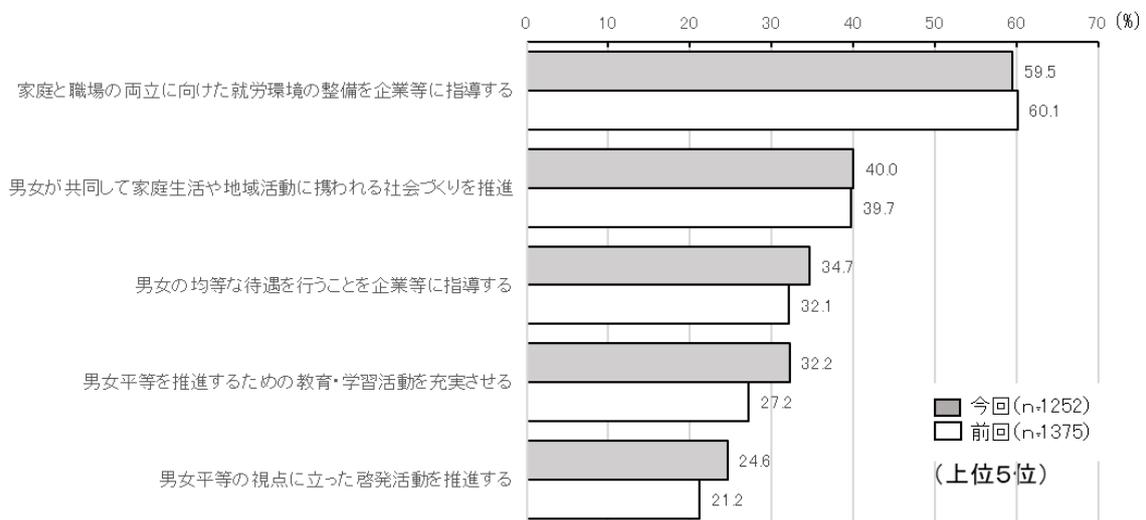
女性の人権を守るために必要なこととしては、「家庭と職場の両立に向けた就労環境の整備を企業等に指導する」(59.5%)、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携われる社会づくりを推進」(40.0%)という回答が多くありました。

今後、ますます人口減少が進行する中、地域経済や社会が生産性と活力を維持、向上していくためには、性別にとらわれず、誰もが活躍できる環境づくりを進める必要があります。

【女性の人権尊重に関する問題】



【女性の人権を守るために必要なこと】

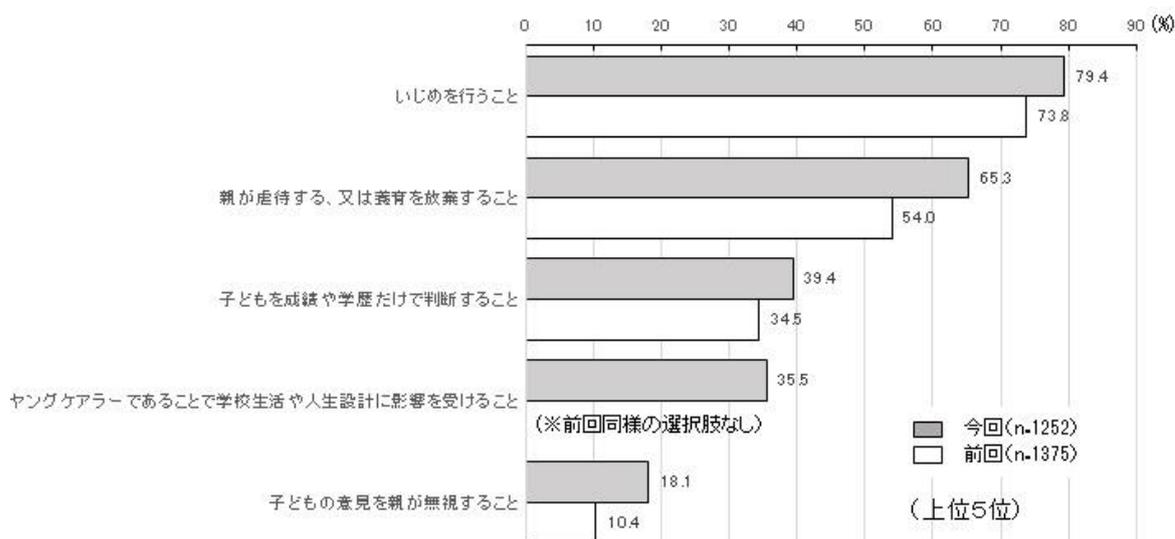


(2) 子ども

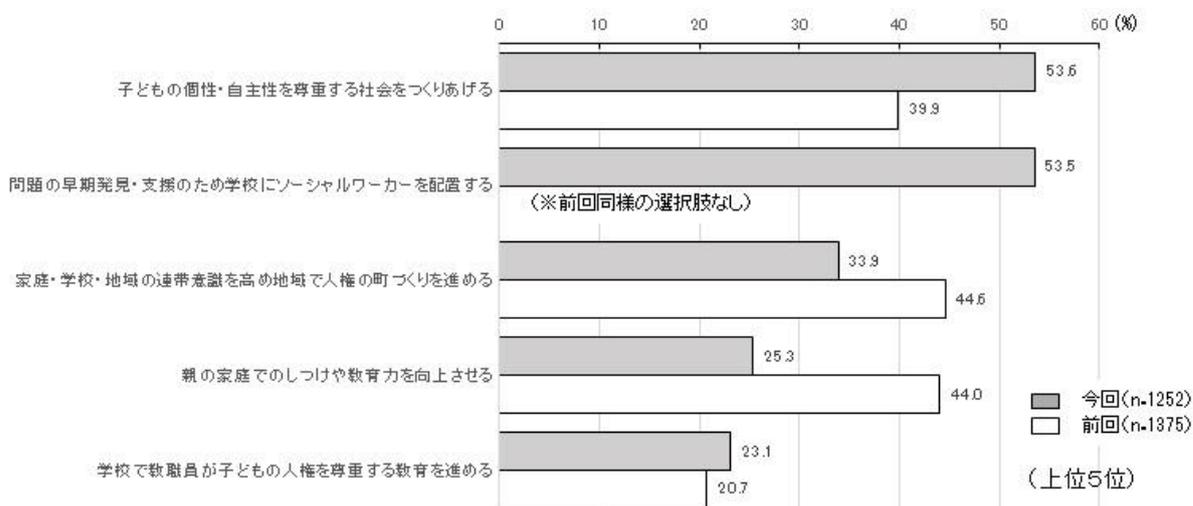
子どもの人権尊重に関する問題では、「いじめを行うこと」(79.4%)が最も多く、「親が虐待する、又は養育を放棄すること」(65.3%)、「子どもを成績や学歴だけで判断すること」(39.4%)など、様々な場面において、子どもに対する様々な差別や人権侵害があると回答しています。特に「親の虐待、養育放棄」(54.0%→65.3%)は前回調査より大きく増加しており、家庭等での支援が求められています。また、新規項目の「ヤングケアラーであることで学校生活や人生設計に影響を受けること」が35.5%と、社会的関心の高さを示しています。

子どもの人権を守るために必要なこととしては「子どもの個性・自主性を尊重する社会をつくりあげる」(53.6%)、「問題の早期発見・支援のため学校にソーシャルワーカーを配置する」(53.5%)、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め地域で人権の町づくりを進める」(33.9%)などが求められています。

【子どもの人権尊重に関する問題】



【子どもの人権を守るために必要なこと】

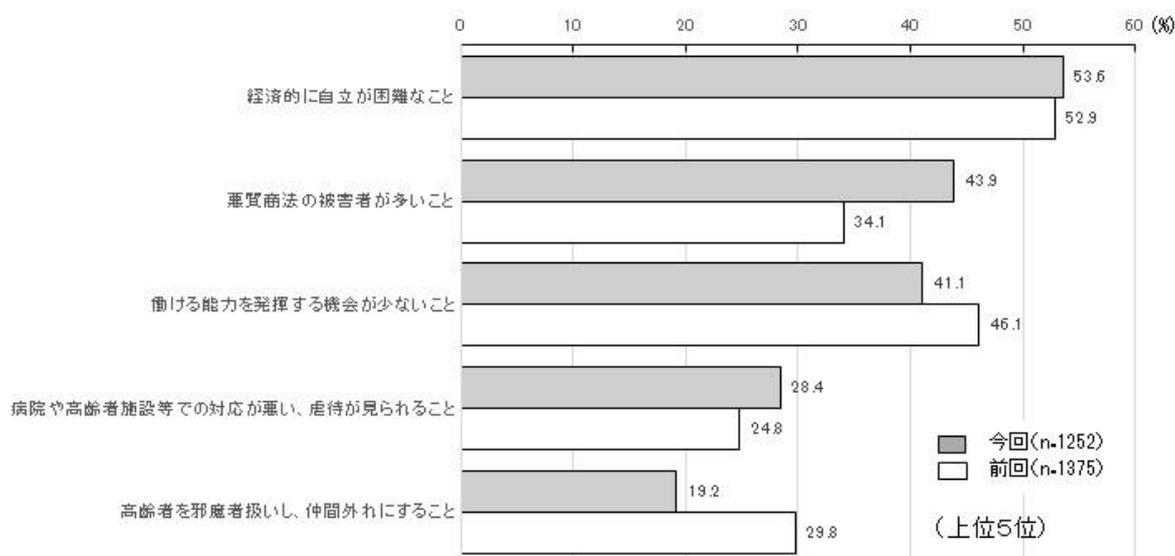


(3) 高齢者

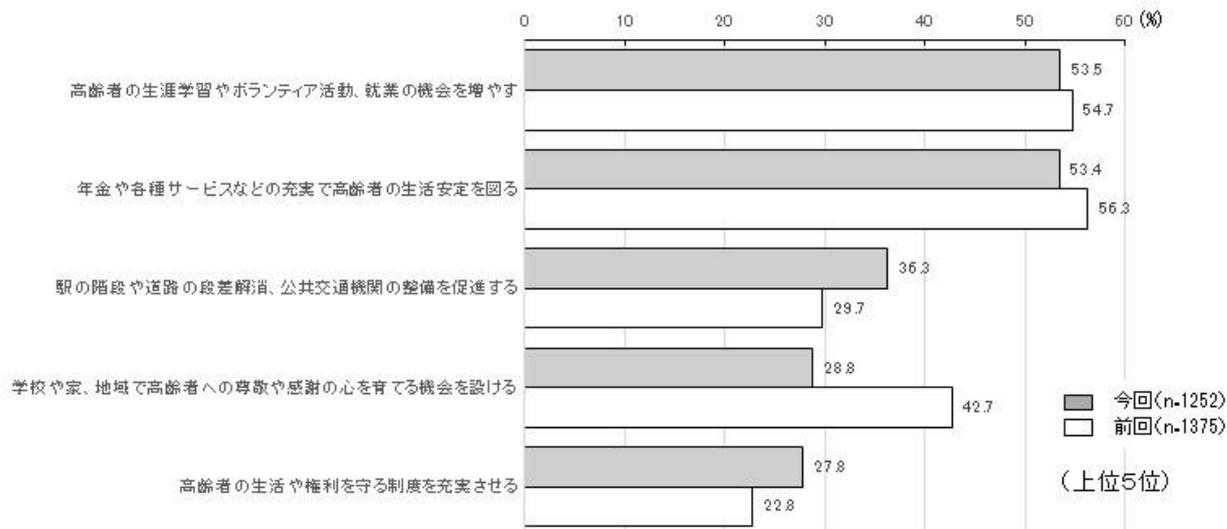
高齢者の人権尊重に関する問題としては「経済的に自立が困難なこと」(53.6%)が最も多く、「悪徳商法の被害者が多いこと」(43.9%)、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」(41.1%)など、様々な場面において、高齢者に対する様々な差別や人権侵害があり、特に「振り込め詐欺」等の悪徳商法がさらに深刻な問題として認識されています。

高齢者の人権を守るために必要なこととしては「高齢者の生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」(53.5%)、「年金や各種サービスなどの充実で高齢者の生活安定を図る」(53.4%)、「駅の階段や通路の段差解消、公共交通機関の整備を促進する」(36.3%)などソフトからハード整備など幅広く求められています。

【高齢者の人権尊重に関する問題】



【高齢者の人権を守るために必要なこと】

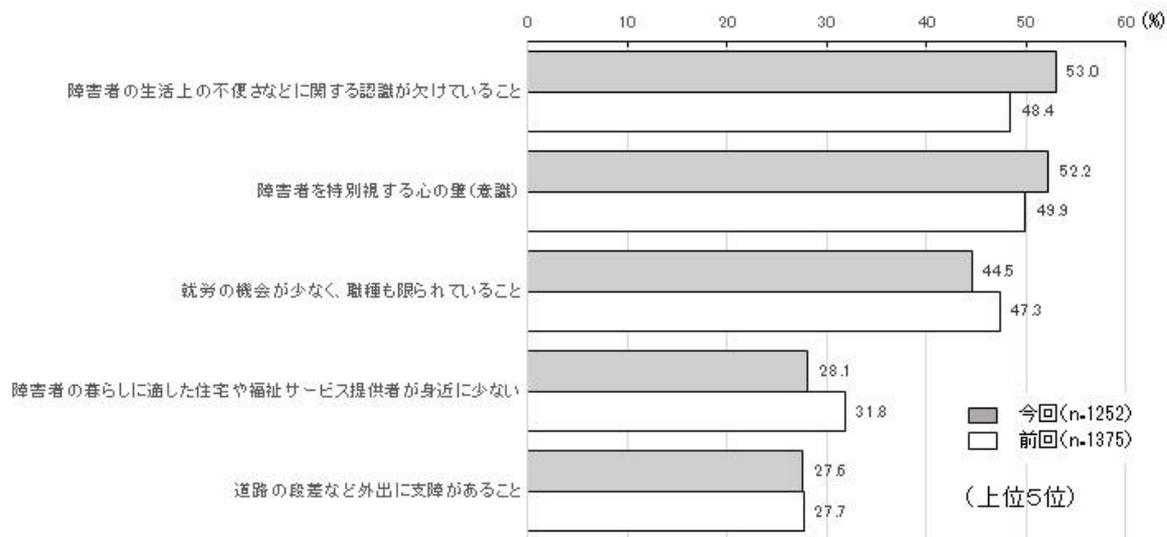


(4) 障害のある人

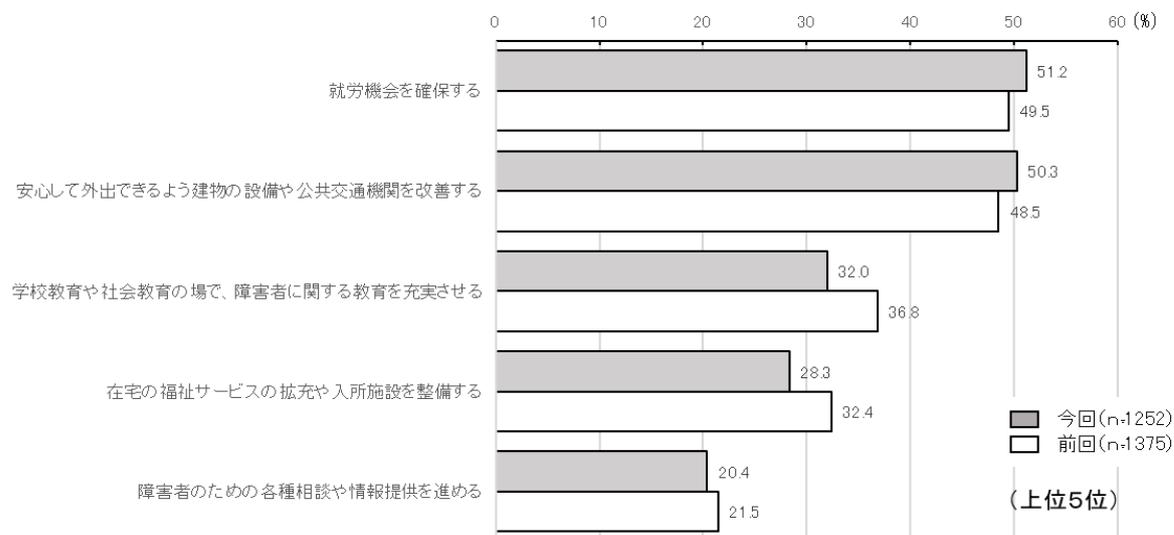
障害のある人の人権尊重に関する問題として特に問題があると思うことは「障害者の生活上の不便さなどに関する認識が欠けていること」(53.0%)、「障害者を特別視する心の壁(意識)」(52.2%)、「就労の機会が少なく、職場も限られていること」(44.5%)と続いており、障害者に対する人々の認識に問題あるという理解が広がっている一方、生活面などでの具体的な課題はそれらに比べ重要視されていない傾向がみられます。

障害のある人の人権を守るために必要なこととしては「就労機会を確保する」(51.2%)、「安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」(50.3%)、「学校教育や社会教育の場で、障害者に関する教育を充実させる」(32.0%)などが求められています。

【障害のある人の人権尊重に関する問題】



【障害のある人の人権を守るために必要なこと】



(5) 部落差別（同和問題）

同和地区や同和問題に対する認知状況では「知っている」「聞いたことがある」を合わせると57.7%と、前回調査(63.6%)、前々回調査(65.8%)に比べ減少しています。また、年代別では18～29歳(44.8%)、30代(47.1%)の認知が低いことから、若い世代への人権教育や啓発活動に更なる工夫と改善が求められています。

一方、結婚に対する態度については、「自分が結婚するとき」「自分の子どもが結婚するとき」とともに「結婚する」(66.6%→75.5%)「賛成する」(78.1%→87.3%)が前回調査より増加しており、特に若い世代に多い傾向となっていますが、同和問題の認知の有無別で見ると、どちらも認知している人の間で「結婚する」「賛成する」が高く、理解が深まっていると見ることができるところから、同和教育の重要性と未認識者に対する啓発・教育の必要性が改めて認識されます。

また、部落差別の現状については、「身近な問題ではないが、他の地域では問題だと思う」(55.4%)、「かつては問題があったが、解決に向かっていると思う」(14.8%)、「過去の問題だと思う」(9.8%)と関心の低さが8割を占めている。また同和問題の解決に対する態度についても「誰かしかるべき人が解決してくれると思う」(14.2%→11.2%→16.1%)が調査ごとに増加し、「自分も一人の人間としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」(48.2%→28.1%→25.7%)が減少していることから、同和問題に対する認知が低下している結果となっています。

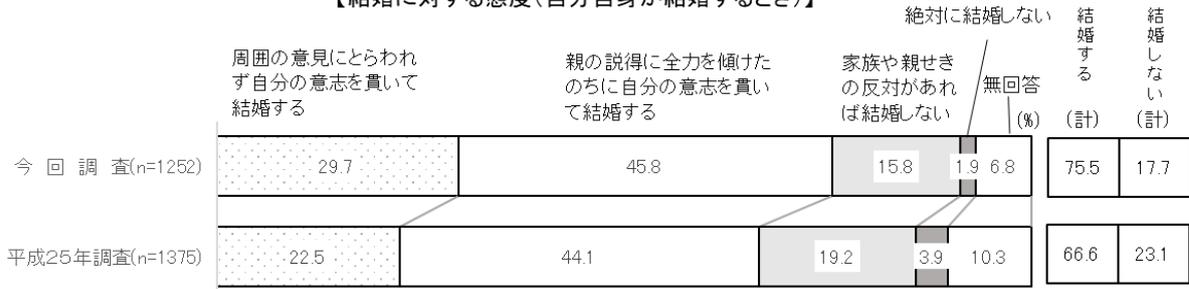
【同和地区・同和問題に対する認知状況】

| | 知っている | 聞いたことがある | 知らない | 無回答(%) |
|-----------------|-------|----------|------|--------|
| 今回調査(n=1252) | 29.0 | 28.7 | 38.4 | 3.9 |
| 平成25年調査(n=1375) | 33.6 | 30.0 | 33.5 | 3.0 |
| 平成15年調査(n=1197) | 65.8 | | 33.8 | 0.3 |

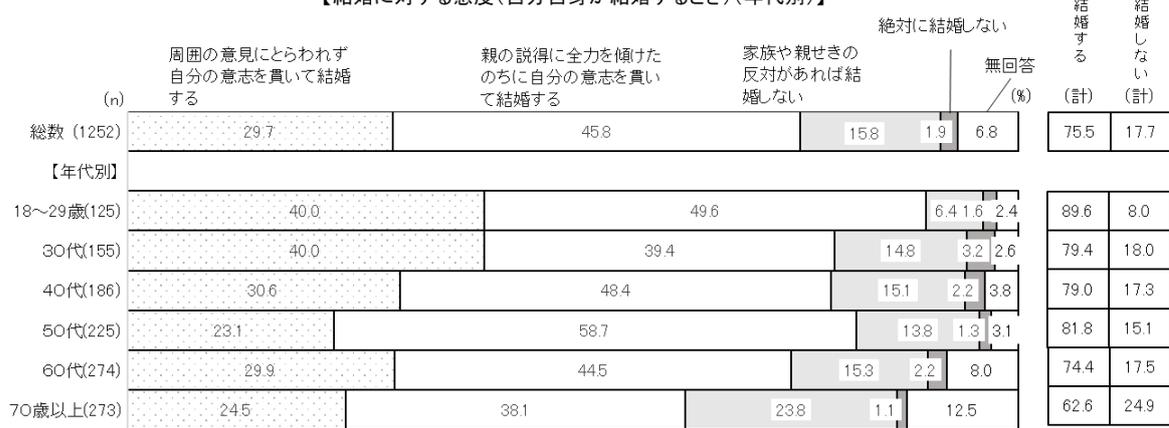
【同和地区や同和問題に対する認知状況(年代別)】

| 【年代別】 | 【令和5年度】 | | | | (計) |
|-------------|---------|----------|------|--------|------|
| | 知っている | 聞いたことがある | 知らない | 無回答(%) | |
| 18～29歳(125) | 20.0 | 24.8 | 55.2 | 0.0 | 44.8 |
| 30代(155) | 24.5 | 22.6 | 52.3 | 0.6 | 47.1 |
| 40代(186) | 29.0 | 30.1 | 36.6 | 4.3 | 59.1 |
| 50代(225) | 28.0 | 34.2 | 36.0 | 1.8 | 62.2 |
| 60代(274) | 35.8 | 26.6 | 32.5 | 5.1 | 62.4 |
| 70歳以上(273) | 30.4 | 30.8 | 31.9 | 7.0 | 61.2 |

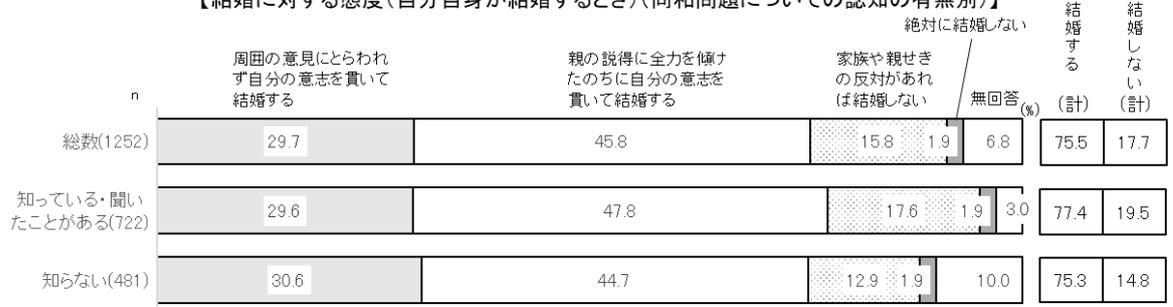
【結婚に対する態度(自分自身が結婚するとき)】



【結婚に対する態度(自分自身が結婚するとき)(年代別)】



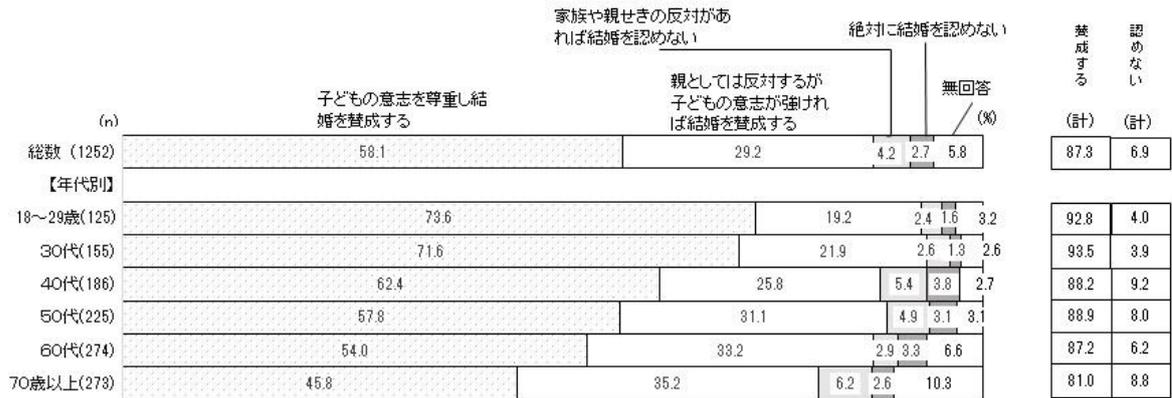
【結婚に対する態度(自分自身が結婚するとき)(同和問題についての認知の有無別)】



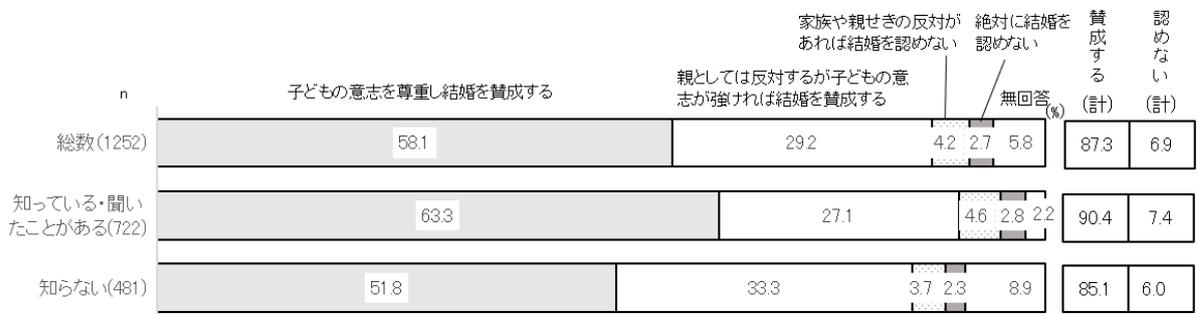
【結婚に対する態度(自分の子どもが結婚するとき)】



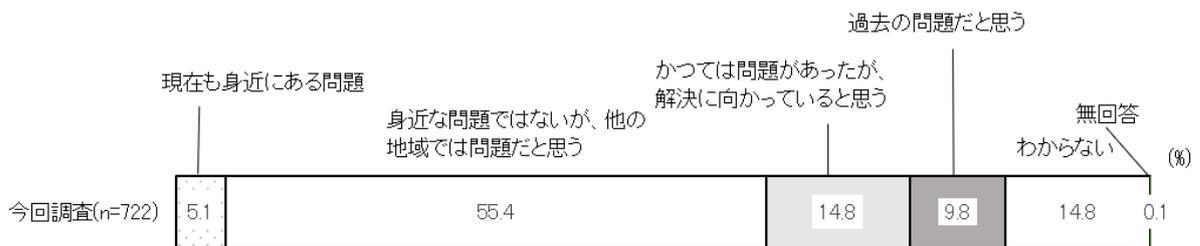
【結婚に対する態度(自分の子どもが結婚するとき(年代別))】



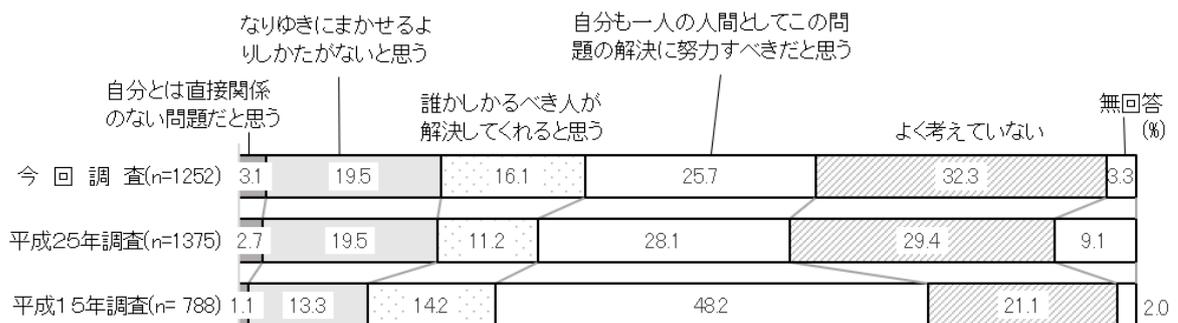
【結婚に対する態度(自分の子どもが結婚するとき(同和問題についての認知の有無別))】



【部落差別の現状】



【同和問題の解決に対する態度】



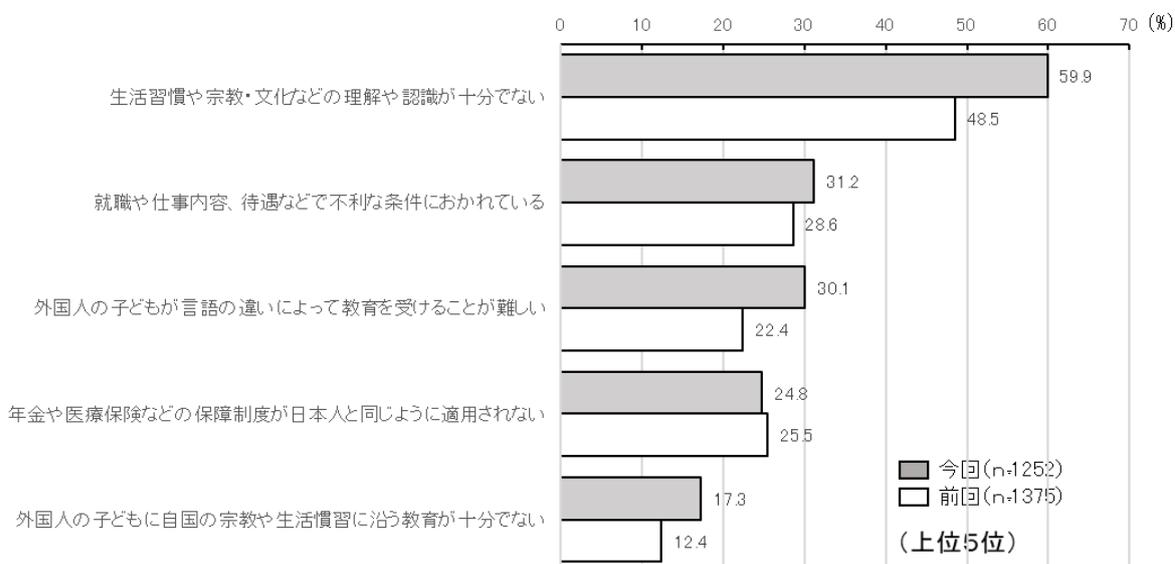
※平成15年調査は母数が異なる

(6) 外国人

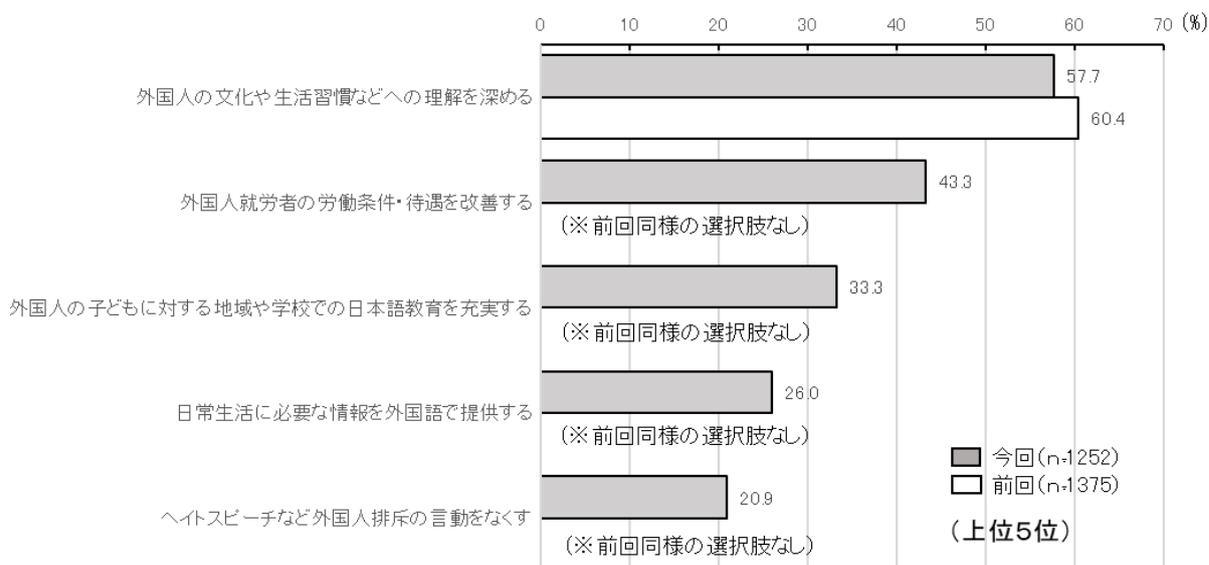
外国人の人権尊重に関する問題では、「生活習慣や宗教・文化などの理解や認識が十分でない」(59.9%)が最も多く、次いで「就職や仕事内容、待遇などで不利な条件におかれている」(31.2%)、「外国人の子どもが言語の違いによって教育を受けることが難しい」(30.1%)となっており、外国人を取り巻く社会的状況を認識する必要があると思われます。

外国人の人権を守るために必要なこととしては、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」(57.7%)、「外国人就労者の労働条件・待遇を改善する」(43.3%)、「外国人の子どもに対する地域や学校での日本語教育を充実する」(33.3%)となっています。

【外国人の人権尊重に関する問題】



【外国人の人権を守るために必要なこと】

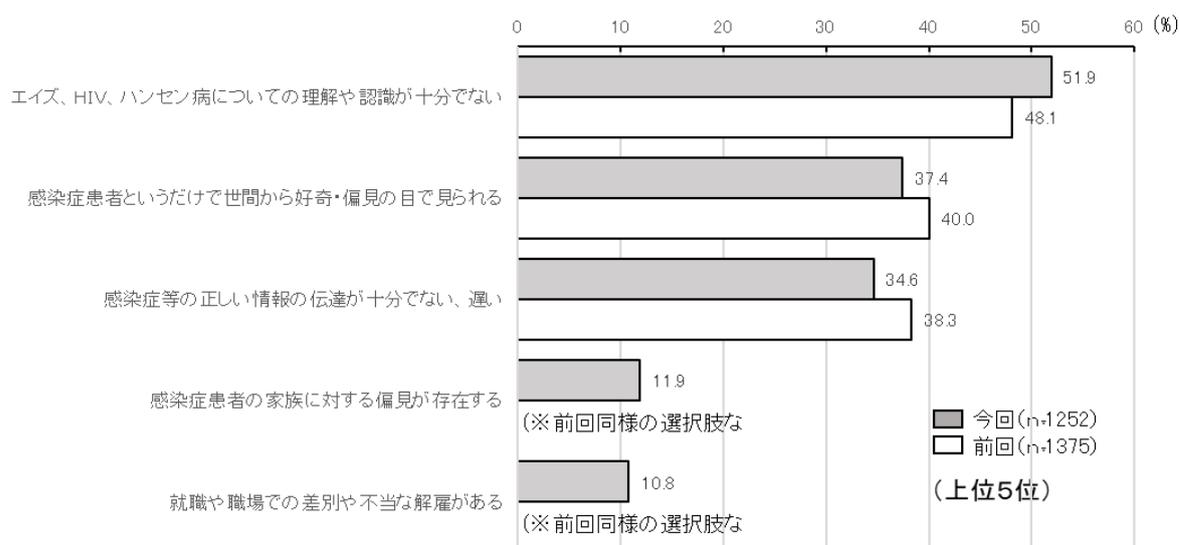


(7) 感染症患者等（HIV、ハンセン病等）

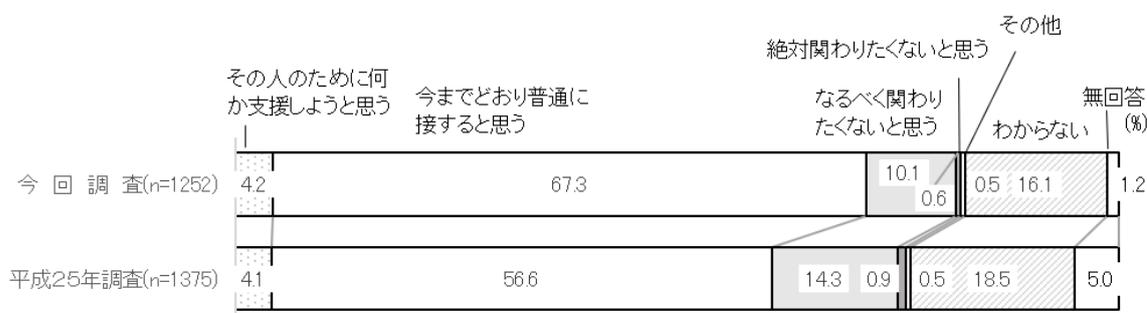
感染症患者等の人権尊重に関する問題としては、「エイズ、HIV、ハンセン病についての理解や認識が十分でない」(51.9%)、「感染症患者というだけで世間からの好奇・偏見の目で見られる」(37.4%)が多く、次いで「感染症等の正しい情報の伝達が十分でない、遅い」(34.6%)という回答が多くありました。

感染患者等回復者がいる場合、あなたの接する態度については、「今までどおり普通に接する」(67.3%)で前回調査より 10.7 ポイント増加し、「なるべく関わりたいくない」(10.1%)が前回調査より 4.2 ポイント減少しています。また「わからない」(18.5%→16.1%)「無回答」(5.0%→1.2%)も減少しており、コロナ禍を経験したことで感染症患者等に対する正しい接し方の認識が広まった結果と思われることから、これまでの感染症等に加え、新たな感染症が起こった場合に備える上でも感染症をめぐる人権問題に対する教育・啓発活動はより重要になってくると考えられます。

【感染症患者等の人権尊重に関する問題】



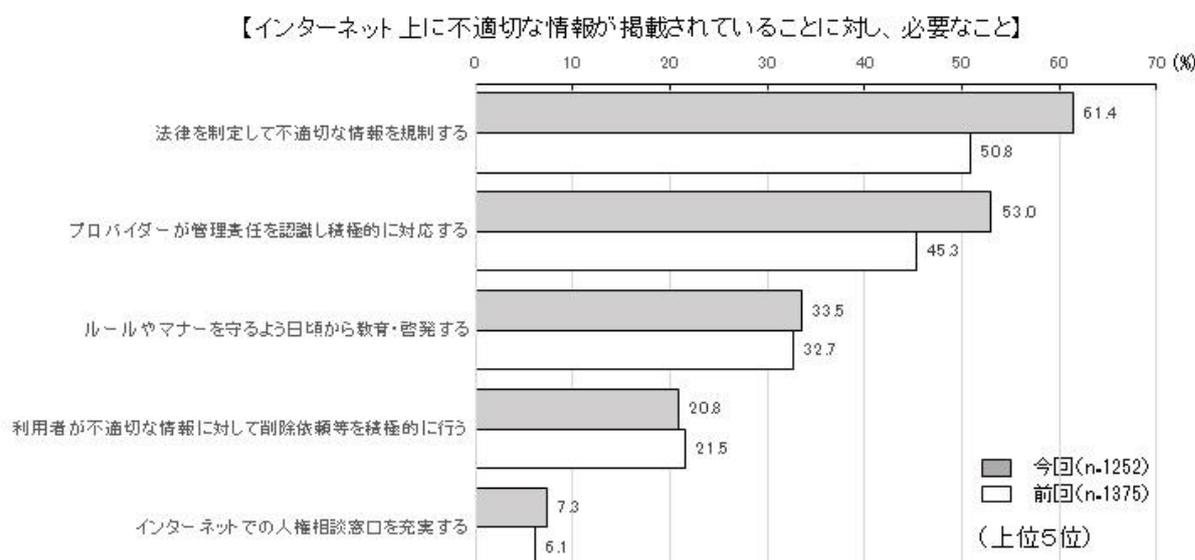
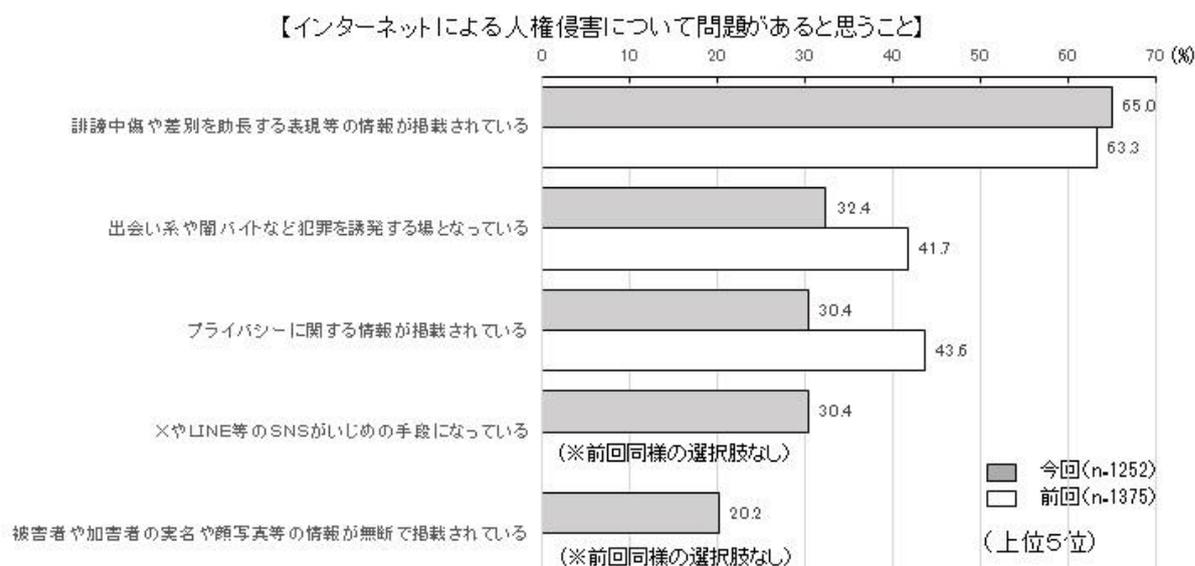
【感染症患者等回復者がいる場合、あなたの接する態度】



(9) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について問題があると思うことについて聞いたところ、「誹謗中傷や差別を助長する表現等の情報が掲載されている」(65.0%)と最も多く、「出会い系や闇バイトなど犯罪を誘発する場となっている」(32.4%)、「プライバシーに関する情報が掲載されている」(30.4%)、「XやLINE等のSNSがいじめの手段となっている」(30.4%)と続いており、前回からの10年間を通じてスマートフォンやSNSがさらに普及したことにより、依然として「誹謗中傷や差別を助長する表現等の情報が掲載されている」に対する危惧が維持されていることやSNSが新たないじめのツールとなっていることがわかります。

また、インターネット上に不適切な情報が掲載されないためには、「法律を制定して不適切な情報を規制する」(61.4%)、「プロバイダーが管理責任を認識し積極的に対応する」(53.0%)と続いています。

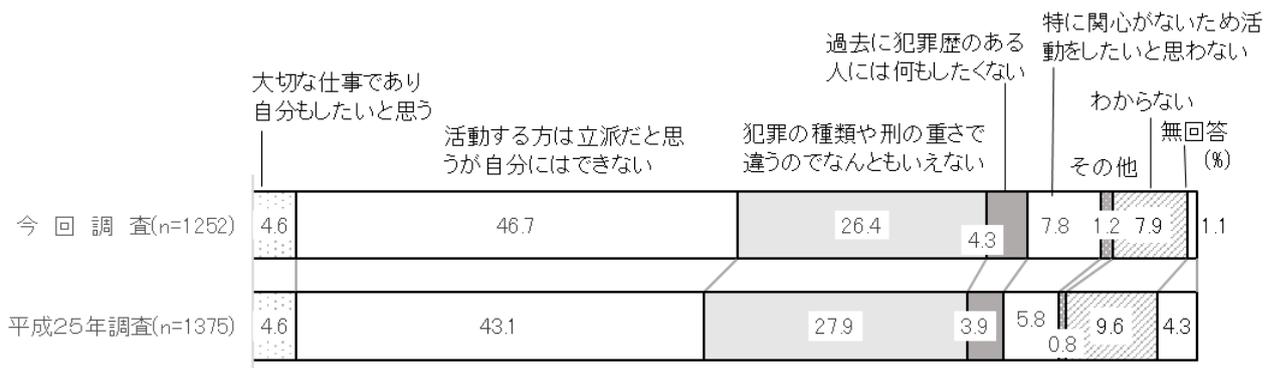


(12) 刑を終えて出所した人等

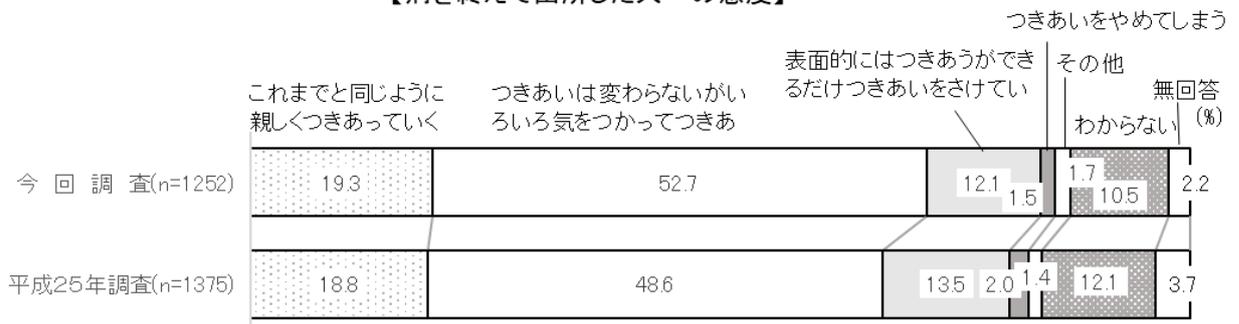
「更生保護」活動への参加意向は「活動する方は立派だと思いが自分にはできない」(46.7%)が最も多く、次いで「犯罪の種類や刑の重さで違うのでなんともいえない」(26.4%)と続いています。一方、「大切な仕事であり自分もしたいと思う」(4.6%)、「特に興味がないため活動をしたいたと思わない」(7.8%)、「過去に犯罪歴のある人には何もしたくない」(4.3%)は1割に満たない結果となっています。

また、刑を終えて出所した人への態度では「つきあいはかわらないが、いろいろ気をつけてつきあう」(52.7%)が半数を占め、次いで「これまで同じように親しくつきあっていく」(19.3%)、「表面的にはつきあうができるだけつきあいをさけていく」(12.1%)と続いています。できるだけ多くの人に、刑を終えて出所した人の人権問題とは何かを正しく知ってもらい、関心を持って貰えるようにすることで、特に若い年齢層や刑を終えた人を雇用する側になる経営者や役員といった人達に対する教育・研修が求められます。

【更生保護活動への参加】



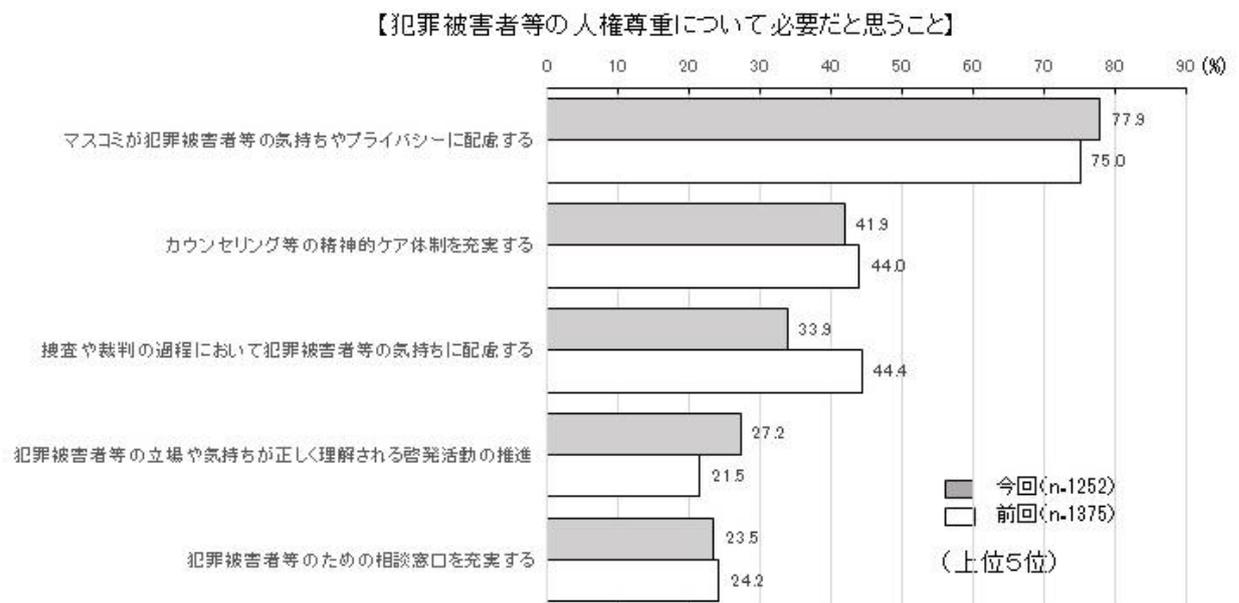
【刑を終えて出所した人への態度】



(13) 犯罪被害者等

「犯罪被害者等の人権尊重について必要だと思うこと」は、「マスコミが犯罪被害者等の気持ちやプライバシーに配慮する」(77.9%)が約 8 割を占め「カウンセリング等の精神的ケア体制を充実する」(41.9%)、「捜査や裁判の過程において犯罪被害者等の気持ちに配慮する」(33.9%)となっています。

また、インターネットによる人権侵害で「被害者・加害者の実名や顔写真等の情報が無断で掲載されている」が 20.2%となっており、犯罪被害者等の人権問題は、今後ますます重要になるインターネットによる人権侵害と深く関係してくると思われるだけに、引き続き高い関心が維持できるように啓発活動を行っていく必要があります。

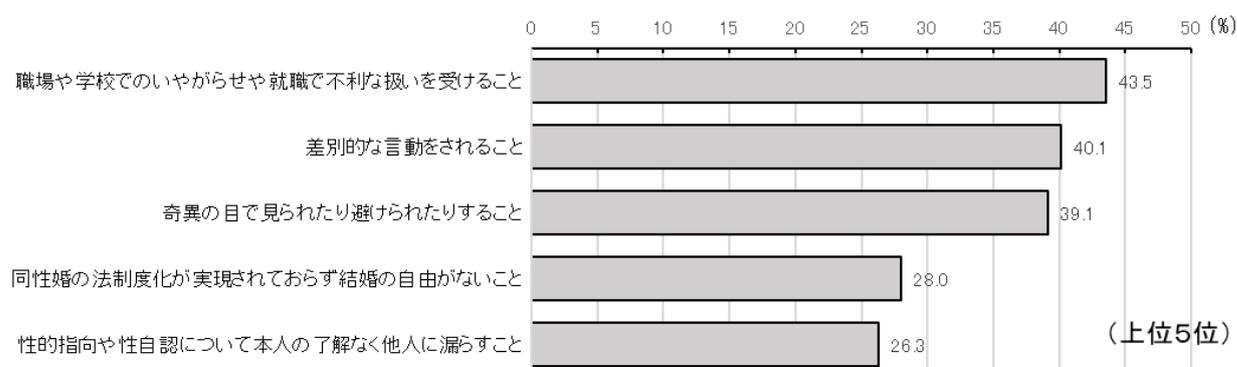


(14) 性的マイノリティの人権

性的マイノリティの人権尊重に関する問題について聞いたところ「職場や学校でのいやがらせや就職で不利な扱いを受けること」(43.5%)、次いで「差別的な言動をされること」(40.1%)、「奇異の目で見られたり避けられたりすること」(39.1%)となっており、依然として偏見や差別をもって見ていることがわかります。

性的マイノリティの人権を守るために必要なことは「学校で性的指向や性自認について理解を深める教育を充実する」(39.0%)、「職場等で不当な扱いを受けない働きやすい環境を整備する」(30.7%)と続いており、まずは、周囲の理解を深めることが最も重要となっています。

【性的マイノリティの人権尊重に関する問題】



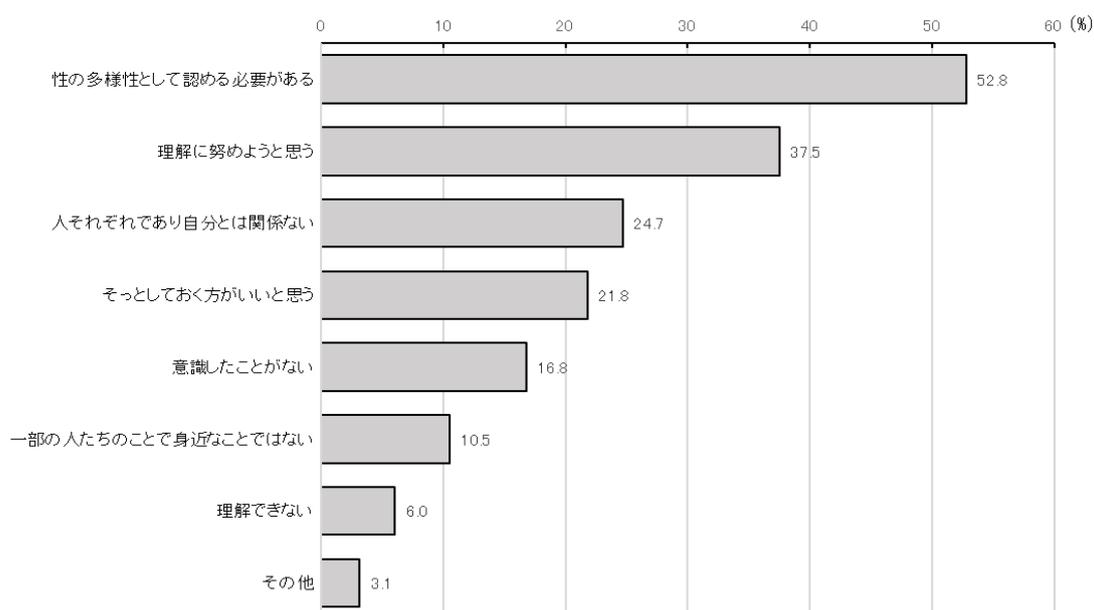
【性的マイノリティの人権を守るために必要なこと】



性的マイノリティについての考えやイメージでは、「性の多様性として認める必要がある」が52.8%、「理解に努めようと思う」が37.5%と、肯定的な考えが上位をしめています。一方で、「人それぞれであり自分とは関係がない」(24.7%)、「そっとしておく方がいいと思う」(21.8%)、「意識したことがない」(16.8%)、「一部の人のことで身近なことではない」(10.5%)、「理解できない」(6.0%)といった考えも一定数程度見られます。様々な意見や考え方があり、性の多様性に関する理解が必ずしも十分でない現状があることから、今後、更なる啓発活動が求められています。

また、周囲の人が性的マイノリティであった場合の気持ちについて聞いたところ、自身との距離が遠い人には理解と認知が進んでいるのに対し、距離が近い存在に対しては依然として忌避意識が見られる結果となっています。

【性的マイノリティについての考えやイメージ】



【周囲の性的マイノリティの人について】

